

2014年4月

発行登録追補書類に記載の事項

オーストラリア・ニュージーランド銀行 2019年4月18日満期 米ドル建社債
オーストラリア・ニュージーランド銀行 2019年4月18日満期 豪ドル建社債
(「本社債」と総称する。)

本書および本社債に関する2014年4月付発行登録目論見書をもって本社債の発行登録追補目論見書としますので、両方の内容を合わせてご覧下さい。ただし、本書では2014年4月14日付発行登録追補書類のうち、同発行登録目論見書に既に記載されたものについては一部を省略しています。

【発行登録追補書類番号】 24-外22-17
【提出書類】 発行登録追補書類
【提出日】 平成26年4月14日提出
【今回の売出金額】

オーストラリア・ニュージーランド銀行 2019年4月18日満期 米ドル建社債
6,200万米ドル (63億5,748万円)
オーストラリア・ニュージーランド銀行 2019年4月18日満期 豪ドル建社債
5,700万豪ドル (55億4,439万円)

上記2つの社債の売出金額合計額の邦貨換算額 119億187万円

(注) 日本円金額は、便宜上、1米ドル=102.54円および1豪ドル=97.27円の為替レート(2014年4月11日の株式会社三菱東京UFJ銀行により公表された対顧客電信直物売相場)で換算されている。

【発行登録書の内容】

提出日	平成24年7月13日
効力発生日	平成24年7月21日
有効期限	平成26年7月20日
発行登録番号	24-外22
発行予定額又は発行残高の上限	発行予定額 5,000億円

【これまでの売出実績】

(発行予定額を記載した場合)

番号	提出年月日	売出金額	減額による訂正年月日	減額金額
24-外22-1	平成24年7月27日	1,622,980,000円 ^(注1)	該当なし	
24-外22-2	平成24年7月27日	10,035,000,000円 ^(注2)		
24-外22-3	平成24年9月20日	16,460,516,895円 ^(注3)		
24-外22-4	平成25年1月15日	5,557,750,000円 ^(注4)		
24-外22-5	平成25年1月15日	5,372,334,838円 ^(注5)		
24-外22-6	平成25年3月12日	19,627,942,000円 ^(注6)		
24-外22-7	平成25年7月17日	7,223,247,000円 ^(注7)		
24-外22-8	平成25年8月14日	4,448,687,000円 ^(注8)		
24-外22-9	平成25年8月14日	1,507,824,000円 ^(注9)		

24-外22-10	平成25年9月10日	7,421,448,600円 ^(注10)		
24-外22-11	平成25年9月13日	2,332,120,000円 ^(注11)		
24-外22-12	平成25年9月18日	12,806,552,000円 ^(注12)		
24-外22-13	平成25年10月16日	10,582,560,000円 ^(注13)		
24-外22-14	平成26年3月7日	10,577,112,000円 ^(注14)		
24-外22-15	平成26年3月7日	7,062,210,000円 ^(注15)		
24-外22-16	平成26年3月18日	9,093,944,000円 ^(注16)		
実績合計額		131,732,228,333円	減額総額	0円

(注1) 日本円金額は、当該社債の売出金額1,900万豪ドルを1豪ドル=85.42円の為替レート(当該社債の受渡期日である2012年8月17日の株式会社三菱東京UFJ銀行により公表された対顧客電信直物売相場)で換算したものである。

(注2) 日本円金額は、当該社債の売出金額9億南アフリカ・ランドを1南アフリカ・ランド=11.15円の為替レート(当該社債の受渡期日である2012年8月17日の株式会社三菱東京UFJ銀行により公表された対顧客電信直物売相場)で換算したものである。

(注3) 日本円金額は、豪ドル建社債の売出金額6,700万豪ドル、ニュージーランドドル建社債の売出金額6,640万ニュージーランドドルおよびトルコリラ建社債の売出金額1億4,950万トルコリラを、それぞれ1豪ドル=83.12円、1ニュージーランドドル=66.59円および100円=2.3107トルコリラの為替レート(豪ドルおよびニュージーランドドルは当該社債の受渡期日である2012年9月28日の株式会社三菱東京UFJ銀行により公表された対顧客電信直物売相場、トルコリラは2012年9月28日午後3時30分現在(イスタンブール時間)のトルコ中央銀行により公表された売相場)で換算し、合計したものである。

(注4) 日本円金額は、当該社債の売出金額4億7,300万南アフリカ・ランドを1南アフリカ・ランド=11.75円の為替レート(当該社債の受渡期日である2013年2月1日の株式会社三菱東京UFJ銀行により公表された対顧客電信直物売相場)で換算したものである。

(注5) 日本円金額は、当該社債の売出金額1億230万トルコリラを100円=1.9042トルコリラの為替レート(当該社債の受渡期日である2013年2月1日午後3時30分現在(イスタンブール時間)のトルコ中央銀行により公表された売相場)で換算したものである。

(注6) 日本円金額は、豪ドル建社債の売出金額9,230万豪ドル、ニュージーランドドル建社債の売出金額5,160万ニュージーランドドルおよびメキシコペソ建社債の売出金額7億500万メキシコペソを、それぞれ1豪ドル=101.18円、1ニュージーランドドル=81.08円および1メキシコペソ=8.66円の為替レート(これらの社債の受渡期日である2013年3月22日の株式会社三菱東京UFJ銀行により公表された対顧客電信直物売相場)で換算し、合計したものである。

(注7) 日本円金額は、豪ドル建社債の売出金額2,100万豪ドル、米ドル建社債の売出金額2,270万米ドルおよびメキシコペソ建社債の売出金額3億3,000万メキシコペソを、それぞれ1豪ドル=93.81円、1米ドル=101.31円および1メキシコペソ=8.95円の為替レート(これらの社債の受渡期日である2013年7月25日の株式会社三菱東京UFJ銀行により公表された対顧客電信直物売相場)で換算し、合計したものである。

(注8) 日本円金額は、当該社債の売出金額8,570万トルコ・リラを1トルコ・リラ=51.91円の為替レート(当該社債の受渡期日である2013年9月3日の株式会社三菱東京UFJ銀行により公表された対顧客電信直物売相場)で換算したものである。

(注9) 日本円金額は、当該社債の売出金額1億7,760万メキシコ・ペソを1メキシコ・ペソ=8.49円の為替レート(当該社債の受渡期日である2013年9月3日の株式会社三菱東京UFJ銀行により公表された対顧客電信直物売相場)で換算したものである。

(注10) 日本円金額は、当該社債の売出金額8億6,598万メキシコ・ペソを1メキシコ・ペソ=8.57円の為替レート(当該社債の受渡期日である2013年9月27日の株式会社三菱東京UFJ銀行により公表された対顧客電信直物売相場)で換算したものである。

(注11) 日本円金額は、豪ドル建社債の売出金額1,280万豪ドルおよびメキシコペソ建社債の売出金額1億3,000万メキシコペソを、それぞれ1豪ドル=94.65円および1メキシコペソ=8.62円の為替レート(これらの社債の受渡期日である2013年9月25日の株式会社三菱東京UFJ銀行により公表された対顧客電信直物売相場)で換算し、合計したものである。

- (注12) 日本円金額は、豪ドル建社債の売出金額5,720万豪ドル、ニュージーランドドル建社債の売出金額3,070万ニュージーランドドル、米ドル建社債の売出金額3,580万米ドルおよびメキシコペソ建社債の売出金額1億6,800万メキシコペソを、それぞれ1豪ドル=92.87円、1ニュージーランドドル=82.94円、1米ドル=98.75円および1メキシコペソ=8.41円の為替レート(これらの社債の受渡期日である2013年9月30日の株式会社三菱東京UFJ銀行により公表された対顧客電信直物売相場)で換算し、合計したものである。
- (注13) 日本円金額は、米ドル建社債の売出金額5,200万米ドル、豪ドル建社債の売出金額4,000万豪ドルおよびニュージーランドドル建社債の売出金額2,000万ニュージーランドドルを、それぞれ1米ドル=98.28円、1豪ドル=95.37円および1ニュージーランドドル=82.86円の為替レート(これらの社債の受渡期日である2013年10月25日の株式会社三菱東京UFJ銀行により公表された対顧客電信直物売相場)で換算し、合計したものである。
- (注14) 日本円金額は、当該社債の売出金額2億1,710万トルコ・リラを1トルコ・リラ=48.72円の為替レート(当該社債の受渡期日である2014年3月26日の株式会社三菱東京UFJ銀行により公表された対顧客電信直物売相場)で換算したものである。
- (注15) 日本円金額は、当該社債の売出金額7,860万ニュージーランド・ドルを1ニュージーランド・ドル=89.85円の為替レート(当該社債の受渡期日である2014年3月26日の株式会社三菱東京UFJ銀行により公表された対顧客電信直物売相場)で換算したものである。
- (注16) 日本円金額は、豪ドル建社債の売出金額4,940万豪ドル、米ドル建社債の売出金額1,580万米ドル、ニュージーランドドル建社債の売出金額2,120万ニュージーランドドルおよび南アフリカランド建社債の売出金額6,390万南アフリカランドを、それぞれ1豪ドル=97.19円、1米ドル=103.92円、1ニュージーランドドル=91.22円および1南アフリカランド=11.22円の為替レート(これらの社債の受渡期日である2014年3月31日の株式会社三菱東京UFJ銀行により公表された対顧客電信直物売相場)で換算し、合計したものである。

【残額】(発行予定額－実績合計額－減額総額) 368,267,771,667円

(発行残高の上限を記載した場合)

番号	提出年月日	売出金額	償還年月日	償還金額	減額による 訂正年月日	減額金額
該当なし						
実績合計額		該当なし	償還総額	該当なし	減額総額	該当なし

【残高】(発行残高の上限－実績合計額＋償還総額－減額総額) 該当なし

【安定操作に関する事項】 該当事項なし

【縦覧に供する場所】 該当事項なし

第一部【証券情報】

<オーストラリア・ニュージーランド銀行 2019年4月18日満期 米ドル建社債およびオーストラリア・ニュージーランド銀行 2019年4月18日満期 豪ドル建社債に関する情報>

第1【募集要項】

該当事項なし

第2【売出要項】

1【売出有価証券】

【売出社債（短期社債を除く。）】

米ドル建社債

<前略>

売出券面額の総額又は 売出振替社債の総額	6,200万米ドル	売出価額の 総額	6,200万米ドル
-------------------------	-----------	-------------	-----------

<中略>

利 率	年1.83%
-----	--------

<中略>

豪ドル建社債

<中略>

売出券面額の総額又は 売出振替社債の総額	5,700万豪ドル	売出価額の 総額	5,700万豪ドル
-------------------------	-----------	-------------	-----------

<中略>

利 率	年3.94%
-----	--------

<後略>

2【売出しの条件】

<前略>

本社債の概要

1 利 息

米ドル建社債

各本社債の利息は、2014年4月23日（同日を含む。）から本社債の額面金額に対し年1.83%の利率によりこれを付し、毎年4月18日および10月18日（以下各々を「利払日」という。）に半年分を後払いする。利払日に支払われる利息は、その直前の利払日（同日を含む。）から当該利払日（同日を含まない。）までの期間について額面金額1,000米ドルの各本社債につき9.15米ドルとする。ただし、初回の利息は、

2014年10月18日に、2014年4月23日（同日を含む。）から2014年10月18日（同日を含まない。）までの期間について各本社債につき8.90米ドルを支払う。

<中略>

豪ドル建社債

各本社債の利息は、2014年4月23日（同日を含む。）から本社債の額面金額に対し年3.94%の利率によりこれを付し、毎年4月18日および10月18日（以下各々を「利払日」という。）に半年分を後払いする。利払日に支払われる利息は、その直前の利払日（同日を含む。）から当該利払日（同日を含まない。）までの期間について額面金額1,000豪ドルの各本社債につき19.70豪ドルとする。ただし、初回の利息は、2014年10月18日に、2014年4月23日（同日を含む。）から2014年10月18日（同日を含まない。）までの期間について各本社債につき19.15豪ドルを支払う。

<後略>

第3【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項なし

第二部【公開買付けに関する情報】

該当事項なし

第三部【参照情報】

第1【参照書類】

発行登録書（訂正を含む。）に記載のとおり。

第2【参照書類の補完情報】

- (1) 上記第1-1に記載の有価証券報告書（以下「有価証券報告書」という。）の「事業等のリスク」に記載された事項について、当該有価証券報告書の提出日以後、本発行登録追補書類提出日（平成26年4月14日）現在、重大な変更は生じていない。平成26年4月1日提出の訂正発行登録書に記載のとおり、有価証券報告書の「第一部-第3 事業の状況-4 事業等のリスク」中の「28. 訴訟および偶発債務は当グループの事業、業務および財務状態に悪影響を及ぼす可能性がある。」という項目のリスク要因に関して進展があった。
- (2) 有価証券報告書には将来に関する記述が含まれているが、本発行登録追補書類（添付書類を含む。）においてなされた記述により有価証券報告書のかかる記述が更新、修正、訂正または置換えられている場合を除き、本発行登録追補書類提出日現在、オーストラリア・ニュージーランド銀行は当該記述に関して重大な悪変化はないと考えている。
なお、参照書類、発行登録書、訂正発行登録書および本発行登録追補書類（いずれも添付書類を含む。）における将来に関する記述については、その達成を保証するものではない。

第3【参照書類を縦覧に供している場所】

該当事項なし

第四部【保証会社等の情報】

該当事項なし

2014年4月

発行登録目論見書



オーストラリア・ニュージーランド銀行

オーストラリア・ニュージーランド銀行

2019年4月18日満期 米ドル建社債

オーストラリア・ニュージーランド銀行

2019年4月18日満期 豪ドル建社債

－ 売 出 人 －

三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社

1. この発行登録目論見書が対象とするオーストラリア・ニュージーランド銀行(以下「発行会社」といいます。)の社債5,000億円の売出しに関する発行登録につきましては、発行会社は金融商品取引法第23条の3第1項の規定により、発行登録書を平成24年7月13日に関東財務局長に提出し、平成24年7月21日にその効力が生じております。また、同法第23条の4の規定により、オーストラリア・ニュージーランド銀行 2019年4月18日満期 米ドル建社債およびオーストラリア・ニュージーランド銀行 2019年4月18日満期 豪ドル建社債(この特記事項において、以下「本社債」と総称します。)の売出しに関する訂正発行登録書を平成26年4月1日に関東財務局長に提出しております。同法第23条の5第2項の規定に基づくかかる訂正発行登録書の提出による発行登録の効力停止期間は平成26年4月1日です。
2. この発行登録目論見書に記載された内容につきましては、今後訂正が行われることがあります。また、参照すべき旨記載された参照情報が新たに差し替わることがあります。
3. この発行登録目論見書に記載された本社債を売り付ける場合には、発行登録追補目論見書を交付いたします。
4. オーストラリア・ニュージーランド銀行 2019年4月18日満期 米ドル建社債の元利金は米ドルで支払われ、オーストラリア・ニュージーランド銀行 2019年4月18日満期 豪ドル建社債の元利金は豪ドルで支払われますので、外国為替相場の変動により影響を受けることがあります。
5. 本社債に投資しようとする投資家は、本社債への投資を判断するにあたって、必要に応じ、自身の独立した法務、税務、会計等の専門家の助言を受けるべきであり、本社債の投資に伴うリスクを理解し、かかるリスクに耐えうる投資家のみが本社債に対する投資を行うべきです。

無登録格付に関する説明書

格付会社に対しては、市場の公正性・透明性の確保の観点から、金融商品取引法に基づく信用格付業者の登録制が導入されております。

これに伴い、金融商品取引業者等は、無登録格付業者が付与した格付を利用して勧誘を行う場合には、金融商品取引法により、無登録格付である旨及び登録の意義等を顧客に告げなければならないこととされております。以下は、同法に基づいた無登録格付業者に関する説明です。

1. 登録の意義について

登録を受けた信用格付業者は、①誠実義務、②利益相反防止・格付プロセスの公正性確保等の業務管理体制の整備義務、③格付対象の証券を保有している場合の格付付与の禁止、④格付方針等の作成及び公表・説明書類の公衆縦覧等の情報開示義務等の規制を受けるとともに、報告徴求・立入検査、業務改善命令等の金融庁の監督を受けることとなりますが、無登録格付業者は、これらの規制・監督を受けておりません。

2. 無登録の格付会社について

【スタンダード&プアーズ】

➤ 格付会社グループの呼称について

スタンダード&プアーズ・レーティングズ・サービズ（以下「S&P」と称します。）

➤ 同グループ内で登録を受けている信用格付会社の名称及び登録番号

同グループの下記日本法人は当該登録を受けております。

スタンダード&プアーズ・レーティング・ジャパン株式会社（金融庁長官（格付）第5号）

➤ 信用格付を付与するために用いる方針及び方法の概要に関する情報の入手方法について

スタンダード&プアーズ・レーティング・ジャパン株式会社のホームページ（<http://www.standardandpoors.co.jp>）の「ライブラリ・規制関連」の「無登録格付け情報」（<http://www.standardandpoors.co.jp/unregistered>）に掲載されております。

➤ 信用格付の前提、意義及び限界について

S&Pの信用格付は、発行体又は特定の債務の将来の信用力に関する現時点における意見であり、利息や元本が予定通り支払われることを保証するものではありません。また、信用格付は、証券の購入、売却又は保有を推奨するものでなく、債務の市場流動性や流通市場での価格を示すものでもありません。

信用格付は、業績や外部環境の変化、裏付け資産のパフォーマンスやカウンターパーティの信用力変化など、さまざまな要因により変動する可能性があります。

S&Pは、品質及び量により信頼しうると判断した情報を利用して格付分析を行っております。しかしながら、S&Pは、提供された情報について、監査・デューデリジェンス又は独自の検証を行っておらず、また、格付及び格付付与に利用した情報の正確性、完全性、適時性を保証するものではありません。

【ムーディーズ】

➤ 格付会社グループの呼称について

ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク（以下「ムーディーズ」と称します。）

➤ 同グループ内で登録を受けている信用格付会社の名称及び登録番号

同グループの下記日本法人は当該登録を受けております。

ムーディーズ・ジャパン株式会社（金融庁長官（格付）第2号）

➤ 信用格付を付与するために用いる方針及び方法の概要に関する情報の入手方法について

ムーディーズ・ジャパン株式会社のホームページ（ムーディーズ日本語ホームページ（<http://www.moody.co.jp>）の「信用格付事業」をクリックした後に表示されるページ）にある「無登録業者の格付の利用」欄の「無登録格付説明関連」に掲載されております。

➤ 信用格付の前提、意義及び限界について

ムーディーズの信用格付は、事業体、与信契約、債務又は債務類似証券の将来の相対的信用リスクについての、現時点の意見です。ムーディーズは、信用リスクを、事業体が契約上・財務上の義務を期日に履行できないリスク及びデフォルト事由が発生した場合に見込まれるあらゆる種類の財産的損失と定義しています。信用格付は、流動性リスク、市場リスク、価格変動性及びその他のリスクについて言及するものではありません。また、信用格付は、投資又は財務に関する助言を構成するものではなく、特定の証券の購入、売却、又は保有を推奨するものではありません。ムーディーズは、いかなる形式又は方法によっても、これらの格付若しくはその他の意見又は情報の正確性、適時性、完全性、商品性及び特定の目的への適合性について、明示的、黙示的を問わず、いかなる保証も行っておりません。

ムーディーズは、信用格付に関する信用評価を、発行体から取得した情報、公表情報を基礎として行っております。ムーディーズは、これらの情報が十分な品質を有し、またその情報源がムーディーズにとって信頼できると考えられるものであることを確保するため、全ての必要な措置を講じています。しかし、ムーディーズは監査を行う者ではなく、格付の過程で受領した情報の正確性及び有効性について常に独自の検証を行うことはできません。

【フィッチ・レーティングス】

➤ 格付会社グループの呼称について

フィッチ・レーティングス（以下「フィッチ」と称します。）

➤ 同グループ内で登録を受けている信用格付会社の名称及び登録番号

同グループの下記日本法人は当該登録を受けております。

フィッチ・レーティングス・ジャパン株式会社（金融庁長官（格付）第7号）

➤ 信用格付を付与するために用いる方針及び方法の概要に関する情報の入手方法について

フィッチ・レーティングス・ジャパン株式会社のホームページ (<http://www.fitchratings.co.jp>) の「規制関連」セクションにある「格付方針等の概要」に掲載されております。

➤ 信用格付の前提、意義及び限界について

フィッチの格付は、所定の格付基準・手法に基づく意見です。格付はそれ自体が事実を表すものではなく、正確又は不正確であると表現し得ません。信用格付は、信用リスク以外のリスクを直接の対象とはせず、格付対象証券の市場価格の妥当性又は市場流動性について意見を述べるものではありません。格付はリスクの相対的評価であるため、同一カテゴリーの格付が付与されたとしても、リスクの微妙な差異は必ずしも十分に反映されない場合もあります。信用格付はデフォルトする蓋然性の相対的序列に関する意見であり、特定のデフォルト確率を予測する指標ではありません。

フィッチは、格付の付与・維持において、発行体等信頼に足ると判断する情報源から入手する事実情報に依拠しており、所定の格付方法に則り、かかる情報に関する調査及び当該証券について又は当該法域において利用できる場合は独立した情報源による検証を、合理的な範囲で行いますが、格付に関して依拠する全情報又はその使用結果に対する正確性、完全性、適時性が保証されるものではありません。ある情報が虚偽又は不当表示を含むことが判明した場合、当該情報に関連した格付は適切でない場合があります。また、格付は、現時点の事実の検証にもかかわらず、格付付与又は据置時に予想されない将来の事象や状況に影響されることがあります。

この情報は、平成 25 年 5 月 31 日に信頼できると考えられる情報源から作成しておりますが、その正確性・完全性を保証するものではありません。詳しくは上記格付会社のホームページをご覧ください。

以 上

【表紙】

【発行登録番号】 24-外22

【提出書類】 発行登録書（訂正を含む。）

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成24年7月13日 発行登録書提出
平成26年4月1日 訂正発行登録書提出

【会社名】 オーストラリア・ニュージーランド銀行
(Australia and New Zealand Banking Group Limited)
(Australian Business Number 11 005 357 522)

【代表者の役職氏名】 グループ財務責任者代理 (Acting Group Treasurer)
エイドリアン・ウェント (Adrian Went)

【本店の所在の場所】 オーストラリア、ヴィクトリア州3008、ドックランズ、
コリンズ・ストリート833、9階、ANZセンター・メルボルン
(ANZ Centre Melbourne, Level 9, 833 Collins Street,
Docklands, Victoria 3008, Australia)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 黒丸 博善

【代理人の住所又は所在地】 東京都港区六本木一丁目9番10号
アークヒルズ仙石山森タワー
ベーカー&マッケンジー法律事務所（外国法共同事業）

【電話番号】 03-6271-9900

【事務連絡者氏名】 弁護士 黒丸 博善

【連絡場所】 東京都港区六本木一丁目9番10号
アークヒルズ仙石山森タワー
ベーカー&マッケンジー法律事務所（外国法共同事業）

【電話番号】 03-6271-9900

【発行登録の対象とした売出有価証券の種類】 社債

【発行登録書の内容】

提出日	平成24年7月13日
効力発生日	平成24年7月21日
有効期限	平成26年7月20日
発行登録番号	24-外22
発行予定額又は発行残高の上限	発行予定額 5,000億円
発行可能額	368,267,771,667円

【安定操作に関する事項】 該当事項なし

【縦覧に供する場所】 該当事項なし

目 次

	頁
第一部 証券情報	1
＜オーストラリア・ニュージーランド銀行 2019年4月18日満期 米ドル建社債、および オーストラリア・ニュージーランド銀行 2019年4月18日満期 豪ドル建社債に関する情報＞.....	1
第1 募集要項	1
第2 売出要項	1
1. 売出有価証券	1
2. 売出しの条件	3
第3 第三者割当の場合の特記事項	17
 ＜上記本社債以外の社債に関する情報＞	18
 第二部 参照情報	18
第1 参照書類	18
第2 参照書類の補完情報	19
第3 参照書類を縦覧に供している場所	19
 第三部 保証会社等の情報	19
 発行者が金融商品取引法第5条第4項各号に掲げる要件を満たしていることを示す書面	20
（「発行登録」の利用適格要件を満たしていることを示す書面）	
 有価証券報告書の提出日以後に発生した重要な事実	21
 事業内容の概要及び主要な経営指標等の推移	24

- 注 （1）別段の記載がある場合を除き、本書において「当行」または「発行会社」とはオーストラリア・ニュージーランド銀行を意味し、「ANZ」または「当グループ」とはオーストラリア・ニュージーランド銀行とその連結子会社を意味する。
- （2）別段の記載のある場合を除き、本書において「オーストラリア」とはオーストラリア連邦を意味する。
- （3）別段の記載のある場合を除き、本書において「合衆国」または「米国」とはアメリカ合衆国を意味する。
- （4）本書に別段の記載がない限り、または文脈上別に解すべき場合でない限り、本書中、「米ドル」または「米セント」とはアメリカ合衆国の法定通貨を、「豪ドル」または「豪セント」とはオーストラリア連邦の法定通貨を、「ニュージーランドドル」とはニュージーランドの法定通貨を意味する。

第一部【証券情報】

<オーストラリア・ニュージーランド銀行 2019年4月18日満期 米ドル建社債およびオーストラリア・ニュージーランド銀行 2019年4月18日満期 豪ドル建社債に関する情報>

第1【募集要項】

該当事項なし

第2【売出要項】

以下に記載するもの以外については、有価証券を売出しにより取得させるに当たり、その都度「訂正発行登録書」又は「発行登録追補書類」に記載する。

以下は、オーストラリア・ニュージーランド銀行 2019年4月18日満期 米ドル建社債（以下「米ドル建社債」という。）およびオーストラリア・ニュージーランド銀行 2019年4月18日満期 豪ドル建社債（以下「豪ドル建社債」という。）についての記述である。

「本社債」とは、米ドル建社債に関する記述において使用されている場合は米ドル建社債を、豪ドル建社債に関する記述において使用されている場合は豪ドル建社債を、それ以外の部分において使用されている場合は米ドル建社債および豪ドル建社債の総称または文脈によりそのいずれかをいう。

1【売出有価証券】

【売出社債（短期社債を除く。）】

米ドル建社債

銘 柄	オーストラリア・ニュージーランド銀行 2019年4月18日満期 米ドル建社債 注(1)		
売出券面額の総額又は 売出振替社債の総額	(未定)米ドル 注(2)	売出価額の 総額	(未定)米ドル 注(2)
売出しに係る社債の 所有者の住所 及び氏名又は名称	東京都千代田区丸の内二丁目5番2号 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社 (以下「売出人」という。)		
記名・無記名の別	無記名式	各社債の金額	1,000米ドル
利 率	年(未定)% (年1.50%以上年2.50%以下を仮条件とする。) 注(2)		
利払日	4月18日および10月18日	償還期限	2019年4月18日

注 (1) 本社債は、オーストラリア・ニュージーランド銀行（以下「発行会社」という。）の600億米ドル ユーロ・ミディアム・ターム・ノート・プログラム（以下「EMTNプログラム」という。）に関する2013年5月16日付インフォメーション・メモランダム（発行日に有効なその後のすべてのサプルメンタリー・インフォメーション・メモランダムにより補足および修正済）に記載されているEMTNプログラムに基づき2014年4月23日（以下「発行日」という。）にユーロ市場で発行され、三菱UFJセキュリティーズインターナショナル・ピーエルシー（以下「ディーラー」という。）により引受けられる。本社債はいずれの金融商品取引所にも上場されない。

(2) 上記売出券面額の総額および売出価額の総額はユーロ市場で発行される本社債の額面総額と同額である。本社債の売出券面額の総額、売出価額の総額および利率は、上記仮条件に基づく本売出しにおける本社債の需要状況を勘案したうえで、2014年4月中旬に決定される予定である。上記仮条件は、市況により変更される可能性がある。

豪ドル建社債

銘 柄	オーストラリア・ニュージーランド銀行 2019年4月18日満期 豪ドル建社債 注(1)		
売出券面額の総額又は 売出振替社債の総額	(未定)豪ドル 注(2)	売出価額の 総額	(未定)豪ドル 注(2)
売出しに係る社債の 所有者の住所 及び氏名又は名称	東京都千代田区丸の内二丁目5番2号 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社 (以下「売出人」という。)		
記名・無記名の別	無記名式	各社債の金額	1,000豪ドル
利 率	年(未定)% (年3.50%以上年4.50%以下を仮条件とする。) 注(2)		
利払日	4月18日および10月18日	償還期限	2019年4月18日

注 (1) 本社債は、オーストラリア・ニュージーランド銀行（以下「発行会社」という。）の600億米ドル ユーロ・メディアム・ターム・ノート・プログラム（以下「EMTNプログラム」という。）に関する2013年5月16日付インフォメーション・メモランダム（発行日に有効なその後のすべてのサブメンタリー・インフォメーション・メモランダムにより補足および修正済）に記述されているEMTNプログラムに基づき2014年4月23日（以下「発行日」という。）にユーロ市場で発行され、三菱UFJセキュリティーズインターナショナル・ビーエルシー（以下「ディーラー」という。）により引受けられる。本社債はいずれの金融商品取引所にも上場されない。

(2) 上記売出券面額の総額および売出価額の総額はユーロ市場で発行される本社債の額面総額と同額である。本社債の売出券面額の総額、売出価額の総額および利率は、上記仮条件に基づく本売出しにおける本社債の需要状況を勘案したうえで、2014年4月中旬に決定される予定である。上記仮条件は、市況により変更される可能性がある。

共通事項

摘 要

(1) 本社債の信用格付

本社債に関し、発行会社の依頼により、日本国金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含む。）（以下「金融商品取引法」という。）第66条の27に基づく登録を受けた信用格付業者（以下「信用格付業者」という。）から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付または当該信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はない。

(2) その他の信用格付

発行会社は、スタンダード&プアーズ（オーストラリア）ピーティーフワイ・リミテッド（以下「S&P」という。）よりAA-の発行体格付け（長期非劣後債務）を、ムーディーズ・インバスターズ・サービス・ピーティーフワイ・リミテッド（以下「ムーディーズ」という。）よりAa2の発行体格付け（長期非劣後債務）を、またフィッチ・オーストラリア・ピーティーフワイ・リミテッド（以下「フィッチ」という。）よりAA-の発行体格付け（長期非劣後債務）を、それぞれ保持しており、本書提出日現在、かかる格付に変更はない。

(注) S&P、ムーディーズおよびフィッチは、信用格付業を行っているが、本書の日付現在、信用格付業者として登録されていない（以下「無登録格付業者」という。）。

無登録格付業者は、金融庁の監督および信用格付業者が受ける情報開示義務等の規制を受けておらず、金融商品取引業等に関する内閣府令第313条第3項第3号に掲げる事項に係る情報の公表も義務付けられていない。

S&P、ムーディーズおよびフィッチについては、それぞれのグループ内に、信用格付業者として、スタンダード&プアーズ・レーティング・ジャパン株式会社（登録番号：金融庁長官（格付）第5号）、ムーディーズ・ジャパン株式会社（登録番号：金融庁長官（格付）第2号）およびフィッチ・レーティングス・ジャパン株式会社（登録番号：金融庁長官（格付）第7号）が登録されており、各信用格付の前提、意義および限界は、インターネット上で公表されているスタンダード&プアーズ・レーティング・ジャパン株式会社のホームページ（<http://www.standardandpoors.co.jp>）の「ライブラリ・規制関連」の「無登録格付け情報」（<http://www.standardandpoors.co.jp/unregistered>）に掲載されている「格付けの前提・意義・限界」、ムーディーズ・ジャパン株式会社のホームページ（ムーディーズ日本語ホームページ（<http://www.moodys.co.jp>）の「信用格付事業」をクリックした後に表示されるページ）にある「無登録業

者の格付の利用」欄の「無登録格付説明関連」に掲載されている「信用格付の前提、意義及び限界」、およびフィッチ・レーティングス・ジャパン株式会社のホームページ（<http://www.fitchratings.co.jp>）の「フィッチの格付業務について」欄の「規制関連」の「格付方針等の概要」に掲載されている「信用格付の前提、意義及び限界」において、それぞれ公表されている。

本社債に関するその他の主要な条項および本社債の条件については、下記「本社債の概要」を参照のこと。

2【売出しの条件】

売出価格	申込期間	申込単位	申込証拠金	申込受付場所
額面金額の100%	2014年4月15日より 同年4月23日まで	米ドル建社債 1,000米ドル 豪ドル建社債 1,000豪ドル	なし	売出人および売出取扱人（以下に定義する。）の本店および日本における各支店および各営業部店ならびに下記摘要（3）記載の登録金融機関の日本における営業所または事務所
売出しの委託を受けた者の住所および氏名または名称			売出しの委託契約の内容	
下記摘要（3）を参照			下記摘要（3）を参照	

摘 要

- (1) 本社債の日本国内における受渡は、2014年4月24日に行われる。
- (2) 本社債の各申込人は売出人または売出取扱人の本支店において各申込人の名義で外国証券取引口座を開設しなければならない。本書に別途規定される場合を除き、各申込人が売出人または売出取扱人との間で行う本社債の取引に関しては、売出人または売出取扱人から交付される外国証券取引口座約款に基づき、当該外国証券取引口座を通じて処理される。
- (3) 売出人は、以下の金融商品取引業者（以下「売出取扱人」という。）に、本社債の売出しの取扱業務の一部を行うことを委託している。

売出取扱人

名称：いよぎん証券株式会社

住所：愛媛県松山市三番町五丁目10番地1

名称：カブドットコム証券株式会社

住所：東京都千代田区大手町一丁目3番2号

名称：常陽証券株式会社

住所：茨城県水戸市南町三丁目4番12号

名称：新潟証券株式会社

住所：新潟県長岡市城内町三丁目8番地26

名称：八十二証券株式会社

住所：長野県上田市常田二丁目3番3号

名称：百五証券株式会社

住所：三重県津市東丸之内33番1号

売出人は、金融商品仲介を行う登録金融機関（以下「登録金融機関」という。）に、本社債の売出しの取扱業務の一部を行うことを委託している。なお、登録金融機関によっては、売出人ではなく売出取扱人から本社債の売出しの委託を受けている場合がある。

上記申込受付場所のうち、店舗により売出しの取扱いが行われない場合がある。

(4) 本社債については合衆国1933年証券法（その後の改正を含む。）（以下「証券法」という。）に基づく登録はなされておらず、またこれがなされる予定もない。証券法の登録義務を免除されている一定の取引において行われる場合を除き、合衆国内もしくはその属領において、または米国人（U. S. person）に対してもしくは米国人のために、本社債の募集、売出しまたは交付を行ってはならない。本段落において使用されている用語は、証券法に基づくレギュレーションSにおいて定義された意味を有する。

(5) 本社債は、合衆国税法の適用を受ける。合衆国税法令により認められた一定の取引において行われる場合を除き、合衆国もしくはその属領において、または合衆国人（United States person）に対して、本社債の募集、売出しまたは交付を行ってはならない。本段落において使用されている用語は、合衆国内国歳入法およびそれに基づく規則において定義された意味を有する。

本社債は、米国財務省規則 § 1. 163-5(c) (2) (i) (D)（以下「Dルール」という。）に従って発行される。

(6) 本社債に関していかなる目論見書またはその他の開示書類（オーストラリアの2001年会社法に定義される。）もオーストラリア証券投資委員会またはオーストラリア証券取引所（もしくはオーストラリアの2001年会社法に基づいて免許を持つ証券取引所もしくは取引システム）に対して提出もしくは登録されていない。ディーラーは以下につき表明および同意している。

(a) オーストラリアにおいて本社債の発行または売付けの申込みを行っておらずまたは買付けの申込みの勧誘をしておらず、また今後もこれを行わず、勧誘（オーストラリア国内の者が対象である申込みまたは勧誘を含む。）しない、および

(b) オーストラリア国内において、本社債に関連するオフアリング・メモランダム、広告またはその他の勧誘資料の原稿または最終版を配布または公表しておらず、また今後も配布または公表しない。

ただし、

(i) 各勧誘対象者によって支払われる最少額の対価総額が少なくとも500,000豪ドル（もしくはその外貨相当額）（勧誘者またはその関係者（associate）（オーストラリアの2001年会社法に定義される。）によって貸し付けられた金額は算入しない。）である、あるいは、申込みが別段、オーストラリアの2001年会社法第6 D. 2章および7章に基づく投資家への開示を要求されない場合、および

(ii) かかる行為が適用ある全ての法令を遵守しており、オーストラリア証券投資委員会にいかなる書類も提出または登録される必要がない場合は、この限りではない。

ディーラーは、

(a) オーストラリアの居住者、または、オーストラリア国内の自身の恒久的施設においてもしくはこれを通して、オーストラリア国内において事業を営むオーストラリアの非居住者（「オーストラリアの居住者」、「非居住者」および「恒久的施設」とは、オーストラリアの1936年所得税評価法もしくは1997年所得税評価法の適用あるいずれか（以下「豪州租税法」という。）（かかる語は一切の修正もしくは承継法を包含する。）において定義される意味を有する。）によって、または、

(b) 発行会社の国外関係者（Offshore Associate）（以下に定義される。）（ただし、本社債の売付けに関するディーラー、幹事会社もしくは引受会社、またはオーストラリアの2001年会社法の意味における手形交換所、カストディアン、ファンドマネジャーもしくは登録制度の担当機関としての資格によることなく行為する。）によって、

本社債またはその持分もしくは権利が直接または間接に取得されようとしていること、あるいは後日取得される予定であることを、売付けを認識している、あるいはそれに関与しているディーラーの従業員が、知りつつ、またはかかる疑いを持つべき合理的な根拠がある状況においては、発行会社が発行するいかなる社債も売付けしないことに同意している。

「国外関係者」とは、オーストラリア国内の恒久的施設においてもしくはこれを通して事業を行うにあたり本社債を取得しないオーストラリアの非居住者であるか、または、オーストラリア国外の恒久的施設においてもしくはこれを通して事業を行うにあたり本社債を取得す

るオーストラリアの居住者である発行会社の関連法人（豪州租税法の第128条Fにおいて定義される。）をいう。

(7) ディーラーは、ニュージーランドにおいて本社債の申込み、売付けまたは交付を一切行っておらず、今後も、直接であると間接であるとを問わずこれらを行わず、また、本社債の申込みに関するオフリング・メモランダムまたは広告を一切配布しないことを表明し、これらに同意している。ただし、本社債につき支払われる最少の応募価格が少なくとも500,000ニュージーランドドル相当（勧誘者、発行会社、または勧誘者もしくは発行会社の関係者によって貸し付けられた金額は算入しない。）であり、かつ本社債の最少額の保有が少なくとも500,000ニュージーランドドル相当である場合、または、かかる申込み、売付けまたは交付がニュージーランドの1978年証券法に抵触しないその他の状況にある場合には、この限りではない。

(8) 本社債の所持人（以下「本社債権者」という。）、利札所持人（以下「利札所持人」という。）および本社債に関する勧誘資料のその他の所持人は、そこにおいてもしくはそこからそれらの所持人が本社債を購入、勧誘、売付けまたは交付する国もしくは法域における適用ある全ての法令、または勧誘資料を入手しもしくは配布する国もしくは法域における適用ある全ての法令を、全て自己の費用で、遵守しなければならない。

本社債についてのリスク要因

本社債への投資には一定のリスクが伴う。各投資家は、本社債へ投資することが適切か否かを判断するにあたり、下記に記載されるリスク要因を理解し検討すべきである。ただし、下記は本社債に関するすべてのリスク要因を完全に網羅することを意図したものではない。

また、下記やその他のリスク要因が本社債の取引価値に及ぼす影響により、他のリスク要因が本社債の取引価値に及ぼす影響の一部または全部が相殺されることがある。

本社債の購入を検討している投資家は、個々の状況を鑑みて、下記のことには留意し、本社債への投資判断を下すべきである。

① 為替レートの変動

米ドル建社債

日本円／米ドル間の為替レートの変動は、米ドルにより支払われる本社債の利息および元金の日本円相当額に影響を及ぼす。日本円／米ドル間の為替レートの変動によっては、日本円により本社債に投資を行った者が、本社債に対する日本円による投資額を全額回収することができない場合がある。

一般的に、本社債の日本円建での価値は、場合に応じて、米ドルが日本円に対し強くなる場合には上昇し、逆の場合には下落することが予想される。

豪ドル建社債

日本円／豪ドル間の為替レートの変動は、豪ドルにより支払われる本社債の利息および元金の日本円相当額に影響を及ぼす。日本円／豪ドル間の為替レートの変動によっては、日本円により本社債に投資を行った者が、本社債に対する日本円による投資額を全額回収することができない場合がある。

一般的に、本社債の日本円建での価値は、場合に応じて、豪ドルが日本円に対し強くなる場合には上昇し、逆の場合には下落することが予想される。

② 金利

米ドル建社債

本社債については、米ドルによる一連の固定利息の支払いが行われる。したがって、償還前の本社債の価値は、米ドルの金利の変動の影響を受ける。

一般的に、本社債の価値は、米ドルの金利が低下する場合には上昇し、逆の場合には下落することが予想される。

豪ドル建社債

本社債については、豪ドルによる一連の固定利息の支払いが行われる。したがって、償還前の本社債の価値は、豪ドルの金利の変動の影響を受ける。

一般的に、本社債の価値は、豪ドルの金利が低下する場合には上昇し、逆の場合には下落することが予想される。

③ 発行会社の信用状況

発行会社の財務状況が悪化し、信用状況が損なわれた場合、本社債の利息または償還金の支払いがその支払期日に遅延する可能性や、または支払われない可能性がある。こうした本社債の利息または償還に関する確実性は、発行会社の信用力に依拠する。よって、償還前において発行会社の信用状況が低下した場合、本社債の価値は低下することが予想される。

一般的に、社債あるいは発行会社について付される信用格付は、発行会社の債務支払能力を示す。ただし、当該信用格付は、すべての潜在的风险を反映していない可能性がある。また、かかる格付は格付機関により、いつでも変更または取下げられる可能性がある。

④ 流動性および市場性

本社債についてその流動性や市場性は保証されるものではなく、償還前の売却が困難になった場合、そのことが売却価格に悪影響を及ぼすおそれがある。

⑤ 税金

将来において、本社債についての課税上の取扱いが変更される可能性がある。

本社債の概要

1 利息

米ドル建社債

各本社債の利息は、2014年4月23日（同日を含む。）から本社債の額面金額に対し年（未定）%の利率によりこれを付し、毎年4月18日および10月18日（以下各々を「利払日」という。）に半年分を後払いする。利払日に支払われる利息は、その直前の利払日（同日を含む。）から当該利払日（同日を含まない。）までの期間について額面金額1,000米ドルの各本社債につき（未定）米ドルとする。ただし、初回の利息は、2014年10月18日に、2014年4月23日（同日を含む。）から2014年10月18日（同日を含まない。）までの期間について各本社債につき（未定）米ドルを支払う。

本社債に係る利息の支払は、「3 支払—共通事項—（イ）」記載の支払場所において、関連する利札（以下「利札」という。）（または（場合により）本社債）の呈示および引渡しと引換えに行われる。

各本社債の利息はその償還期日以降はこれを付さない。ただし、その正当な呈示がなされたにもかかわらず支払が不当に留保または拒絶された場合はこの限りではない。かかる場合、利息は関連日（下記「7 課税上の取扱い—（1）オーストラリアの租税」に定義される。）まで（判決の前後を問わず）、上記の利率により発生する。

1年未満の計算期間に関する利息の算定が必要な場合、利息は、本社債の額面金額に上記利率を乗じて得られた金額に、1年360日を基準とし、以下の日割計算率を乗じて算定される。（1米セント未満は四捨五入とする。）

$$\text{日割計算率} = \frac{[360 \times (Y2 - Y1)] + [30 \times (M2 - M1) + (D2 - D1)]}{360}$$

上記の算式において、

「Y1」とは、計算期間の初日が属する年を数字で表したものをいう。

「Y2」とは、計算期間に含まれる最終日の翌日が属する年を数字で表したものをいう。

「M1」とは、計算期間の初日が属する暦月を数字で表したものをいう。

「M2」とは、計算期間に含まれる最終日の翌日が属する暦月を数字で表したものをいう。

「D1」とは、計算期間の初日にあたる暦日を数字で表したものをいう。ただし、かかる数字が31の場合、D1は30になる。

「D2」とは、計算期間に含まれる最終日の翌日にあたる暦日を数字で表したものをいう。ただし、かかる数字が31であり、D1が29より大きい数字の場合、D2は30になる。

ただし、計算期間の日数は、計算期間の初日(同日を含む。)から計算期間の末日(同日を含まない。)までを計算する。

利払日が営業日(以下に定義される。)でない日に該当する場合、利息はその直後の営業日に支払われる。ただし、その日が翌暦月にあたる場合、利息はその直前の営業日に支払われる。なお、いかなる場合にも当該利払日に支払われるべき利息の額について調整は行われない。

「営業日」とは、ロンドン、ニューヨークおよびシドニーにおいて商業銀行および外国為替市場が一般に支払の決済を行う日(土曜日または日曜日を除く。)をいう。

豪ドル建社債

各本社債の利息は、2014年4月23日(同日を含む。)から本社債の額面金額に対し年(未定)%の利率によりこれを付し、毎年4月18日および10月18日(以下各々を「利払日」という。)に半年分を後払いする。利払日に支払われる利息は、その直前の利払日(同日を含む。)から当該利払日(同日を含まない。)までの期間について額面金額1,000豪ドルの各本社債につき(未定)豪ドルとする。ただし、初回の利息は、2014年10月18日に、2014年4月23日(同日を含む。)から2014年10月18日(同日を含まない。)までの期間について各本社債につき(未定)豪ドルを支払う。

本社債に係る利息の支払は、「3 支払-共通事項-(イ)」記載の支払場所において、関連する利札(以下「利札」という。)(または(場合により)本社債)の呈示および引渡しと引換えに行われる。

各本社債の利息はその償還期日以降はこれを付さない。ただし、その正当な呈示がなされたにもかかわらず支払が不当に留保または拒絶された場合はこの限りではない。かかる場合、利息は関連日(下記「7 課税上の取扱い-(1) オーストラリアの租税」に定義される。)まで(判決の前後を問わず)、上記の利率により発生する。

1年未満の計算期間に関する利息の算定が必要な場合、利息は、本社債の額面金額に上記利率を乗じて得られた金額に、1年360日を基準とし、以下の日割計算率を乗じて算定される。(1豪セント未満は四捨五入とする。)

$$\text{日割計算率} = \frac{[360 \times (Y2 - Y1)] + [30 \times (M2 - M1) + (D2 - D1)]}{360}$$

上記の算式において、

「Y1」とは、計算期間の初日が属する年を数字で表したものをいう。

「Y2」とは、計算期間に含まれる最終日の翌日が属する年を数字で表したものをいう。

「M1」とは、計算期間の初日が属する暦月を数字で表したものをいう。

「M2」とは、計算期間に含まれる最終日の翌日が属する暦月を数字で表したものをいう。

「D1」とは、計算期間の初日にあたる暦日を数字で表したものをいう。ただし、かかる数字が31の場合、D1は30になる。

「D2」とは、計算期間に含まれる最終日の翌日にあたる暦日を数字で表したものをいう。ただし、かかる数字が31であり、D1が29より大きい数字の場合、D2は30になる。

ただし、計算期間の日数は、計算期間の初日(同日を含む。)から計算期間の末日(同日を含まない。)までを計算する。

利払日が営業日(以下に定義される。)でない日に該当する場合、利息はその直後の営業日に支払われる。ただし、その日が翌暦月にあたる場合、利息はその直前の営業日に支払われる。なお、いかなる場合にも当該利払日に支払われるべき利息の額について調整は行われない。

「営業日」とは、ロンドンおよびシドニーにおいて商業銀行および外国為替市場が一般に支払の決済を行う日（土曜日または日曜日を除く。）をいう。

2 償還の方法

(1) 最終償還

米ドル建社債

本社債が償還期限前に以下に規定される場所に従い償還または買入消却をされていない限り、本社債は2019年4月18日に、発行会社により各本社債につき額面金額の100%で償還される。

豪ドル建社債

本社債が償還期限前に以下に規定される場所に従い償還または買入消却をされていない限り、本社債は2019年4月18日に、発行会社により各本社債につき額面金額の100%で償還される。

(2) 税制上の理由による償還

本社債の発行日以後に効力を有することとなるオーストラリアもしくはその行政区画またはそれらもしくはそれらの域内の徴税権者の法令の変更もしくは改正、または当該法令または徴税権者からの決定、確認もしくは勧告の適用もしくは公権的解釈の変更の結果、発行会社が「7 課税上の取扱い—(1) オーストラリアの租税」に規定された追加額の支払を要することとなった場合、発行会社の選択により、本社債権者に対し30日以上60日以内の通知(当該通知は取消不能)を行うことにより、いつでも、本社債の全額(一部は不可)を(償還日までの経過利息とともに)額面金額で償還することができる。ただし、当該償還通知は、発行会社がそのときに支払われるべき本社債に関する支払がそのときになされるとしたら当該追加額の支払を要するであろう最も早い日の90日より前には発せられないものとする。本(2)に基づく償還通知の公告に先立ち、発行会社は財務代理人(下記「3 支払—共通事項—(イ)」に定義される。)に対して、各自が発行会社の取締役、上級管理職、権限を有する代表者もしくはこれに準ずる地位にある者2名により署名された、発行会社がかかる償還を実行することができる旨を記載し、かつ、発行会社がかかる償還をなすことができる権利の先行条件が満たされた旨の事実を記載した証明書を交付する。

(3) 買入消却

発行会社は、本社債の発行日現在、本社債または本社債に対する持分が(本社債の売付けに関するディーラー、幹事会社もしくは引受会社、またはオーストラリアの2001年会社法の意味における手形交換所、カスタディアン、ファンドマネジャーもしくは登録制度の担当機関としての資格によることなく行為する)発行会社の国外関係者(「2 売出しの条件—摘要(6)」に定義される。)により直接または間接に現在取得されようとしていること、または将来取得されることについて、発行会社は知らないことをまたはこれを疑う合理的根拠を有していないことを、表明している。

発行会社および発行会社のいずれの子会社も適用ある法律および規則により認められている範囲で、いつでも本社債(ただし、かかる本社債に係る支払期日未到来の利札が全てこれに付されまたはこれとともに引渡されることを条件とする。)を公開市場その他において買取ることができる。ただし、恒久包括社債券(「12 その他—(3) 包括社債券」を参照。)の場合、発行会社または発行会社のいずれの子会社は将来支払われるべき全ての利息を受取る権利と共にのみ買取ることができる。

発行会社または発行会社のいずれかの子会社により買取られた本社債は発行会社を経由して財務代理人もしくはいずれかの支払代理人(下記「3 支払—共通事項—(イ)」に定義される。)に消却のために引渡すか、または、発行会社または当該子会社の選択により、保有もしくは転売することができる。

発行会社により償還された、もしくは発行会社を通じて消却のために引渡された本社債は全て、支払期日未到来の全ての利札と共に消却のために財務代理人にまたその指図人宛てに引渡される。消却のために引渡された本社債はいずれも再発行または転売はなされないものとし、当該本社債に関する発行会社の債務は免除される。

3 支 払

米ドル建社債

(イ) 本社債に係る元金および利息の支払は、下記の記述の制限に服するが、下記「3 支払―共通事項―(イ)」に記載の支払場所において、関連する本社債(元金額の場合)または利札(利息の場合)の呈示および引渡しと引換えに行われる。交換日(以下に定義される。)より前にDルールに従い発行された仮包括社債券の支払は、本社債に関する2013年5月16日付修正済再表示代理契約(以下「代理契約」という。)に規定された様式での非米国人実質所有の証明書の呈示がなされなければ行われない。包括社債券により表章されている本社債に係る支払は全て財務代理人または当該目的のために本社債権者に通知されたその他の支払代理人へまたはその指図人に対して、包括社債券の支払の記載のための呈示と引換えに、また当該本社債に関しそれ以降支払が行われることがなくなる場合は、包括社債券の引渡しと引換えに行われる。本社債に係る元金金の支払は、受取人がニューヨークに所在する銀行において保持する米ドル口座への米ドルでの振込、またはニューヨークに所在する銀行宛の米ドル建の小切手の振出しにより行われる。

各本社債はこれに関連する支払期日未到来の全ての利札(もしあれば)を付して支払のために引渡されなければならない。支払期日未到来の利札で欠缺したものはあるときは、各支払期日未到来の欠缺利札の利札面金額に等しい金額(または、全額の償還が行われるのではない場合、支払を受ける元金額の合計が期日の到来した額面金額の総額に占める割合の当該支払期日未到来の欠缺利札の金額)が支払期日の到来した金額から控除される。かかる控除された金額は、(下記「10 時効」に従いかかる利札が無効となったか否かにかかわらず)かかる元金の支払に関して該当する関連日から10年の期間内に当該欠缺利札の引渡しと引換えに上記の方法で支払われる。

本「3 支払―(イ)」において「交換日」とは、本社債の発行日後40日が経過した日より後の日をいう。

(ロ) 本社債または利札に関連する支払の日が支払営業日(以下に定義される。)でない場合、本社債権者または利札所持人(場合による。)は、翌支払営業日まで支払を受ける権利はない。ただし、これにより支払日が翌暦月に入る場合はこの限りではなく、この場合かかる日は直前の支払営業日に繰上げられるものとする。発行会社も支払代理人もかかる支払の繰上げまたは繰上げについて、本社債権者または利札所持人またはその他の者に対し、いかなる利息その他の支払も行うべき責任を負わないものとする。

本社債に関して、「支払営業日」とは、ロンドン、ニューヨークおよびシドニーならびに該当する場合は関連する呈示場所において商業銀行および外国為替市場が一般に支払の決済を行う日(土曜日または日曜日を除く。)をいう。

全ての支払は、全ての場合において適用ある財務その他の法律、規則および指令に服するが、「7 課税上の取扱い―(1) オーストラリアの租税」の適用を妨げるものではない。かかる支払につき本社債権者または利札所持人には何ら手数料または費用が課されることはない。

(ハ) 全ての支払いは、いずれの場合においても、(i) 適用ある財務上またはその他の法律、規則および指令ならびに(ii) 合衆国内国歳入法(または合衆国内国歳入法の修正もしくは継承法)第1471条ないし第1474条およびそれらの現在もしくは将来の規則もしくは公権解釈、または合衆国内国歳入法のかかる条項もしくは米国以外の法の類似規定(「FATCA」)のいずれかを実施することに関して、税務当局と締結した契約の条項に従うこととするものも含め、政府間で合意された協定に従って採用された米国もしくは米国以外の財務または規制上の法制、規則、指針または実務に基づいて、要求される源泉徴収または控除の対象となる(ただし「7 課税上の取扱い」の規定は害さない)。かかる支払に関して本社債権者または利札所持人には何ら手数料または費用が課されることはない。疑義を避けるために言えば、本社債に関して支払われる金額は、FATCAに従って課されるまたは要求される控除または源泉徴収後のものであり、本社債の要項(下記「6 社債権者集会に関する事項」に定義される。)のその他の規定にかかわらず、かかる控除または源泉徴収の理由で追加額を支払うことは要求されない。本社債の通貨への言及は、適用ある法に基づく継承通貨を含む。

豪ドル建社債

(イ) 本社債に係る元金および利息の支払は、下記の記述の制限に服するが、下記「3 支払—共通事項—(イ)」に記載の支払場所において、関連する本社債(元金額の場合)または利札(利息の場合)の呈示および引渡しと引換えに行われる。交換日(以下に定義される。)より前にDルールに従い発行された仮包括社債券の支払は、本社債に関する2013年5月16日付修正済再表示代理契約(以下「代理契約」という。)に規定された様式での非米国人実質所有の証明書の呈示がなされなければ行われない。包括社債券により表章されている本社債に係る支払は全て財務代理人または当該目的のために本社債権者に通知されたその他の支払代理人へまたはその指図人に対して、包括社債券の支払の記載のための呈示と引換えに、また当該本社債に関しそれ以降支払が行われることがなくなる場合は、包括社債券の引渡しと引換えに行われる。本社債に係る元金金の支払は、受取人がシドニーに所在する銀行において保持する豪ドル口座への豪ドルでの振込、またはシドニーに所在する銀行宛の豪ドル建の小切手の振出しにより行われる。

各本社債はこれに関連する支払期日未到来の全ての利札(もしあれば)を付して支払のために引渡されなければならないが、支払期日未到来の利札で欠缺したものがあるときは、各支払期日未到来の欠缺利札の利札面金額に等しい金額(または、全額の償還が行われるのではない場合、支払を受ける元金額の合計が期日の到来した額面金額の総額に占める割合の当該支払期日未到来の欠缺利札の金額)が支払期日の到来した金額から控除される。かかる控除された金額は、(下記「10 時効」に従いかかる利札が無効となったか否かにかかわらず)かかる元金の支払に関して該当する関連日から10年の期間内に当該欠缺利札の引渡しと引換えに上記の方法で支払われる。

本「3 支払—(イ)」において「交換日」とは、本社債の発行日後40日が経過した日より後の日をいう。

(ロ) 本社債または利札に関連する支払の日が支払営業日(以下に定義される。)でない場合、本社債権者または利札所持人(場合による。)は、翌支払営業日まで支払を受ける権利はない。ただし、これにより支払日が翌月に入る場合はこの限りではなく、この場合かかる日は直前の支払営業日に繰上げられるものとする。発行会社も支払代理人もかかる支払の繰上げまたは繰上げについて、本社債権者または利札所持人またはその他の者に対し、いかなる利息その他の支払も行うべき責任を負わないものとする。

本社債に関して、「支払営業日」とは、ロンドンおよびシドニーならびに該当する場合は関連する呈示場所において商業銀行および外国為替市場が一般に支払の決済を行う日(土曜日または日曜日を除く。)をいう。

全ての支払は、全ての場合において適用ある財務その他の法律、規則および指令に服するが、「7 課税上の取扱い—(1) オーストラリアの租税」の適用を妨げるものではない。かかる支払につき本社債権者または利札所持人には何ら手数料または費用が課されることはない。

(ハ) 全ての支払いは、いずれの場合においても、(i) 適用ある財務上またはその他の法律、規則および指令ならびに(ii) 合衆国内国歳入法(または合衆国内国歳入法の修正もしくは継承法)第1471条ないし第1474条およびそれらの現在もしくは将来の規則もしくは公権解釈、または合衆国内国歳入法にかかる条項もしくは米国以外の法の類似規定(「FATCA」)のいずれかを実施することに関して、税務当局と締結した契約の条項に従うこととするものも含め、政府間で合意された協定に従って採用された米国もしくは米国以外の財務または規制上の法制、規則、指針または実務に基づいて、要求される源泉徴収または控除の対象となる(ただし「7 課税上の取扱い」の規定は害さない)。かかる支払に関して本社債権者または利札所持人には何ら手数料または費用が課されることはない。疑義を避けるために言えば、本社債に関して支払われる金額は、FATCAに従って課されるまたは要求される控除または源泉徴収後のものであり、本社債の要項(下記「6 社債権者集会に関する事項」に定義される。)のその他の規定にかかわらず、かかる控除または源泉徴収の理由で追加額を支払うことは要求されない。本社債の通貨への言及は、適用ある法に基づく継承通貨を含む。

共通事項

(イ) 本社債の当初の支払代理人(追加および代替の支払代理人および財務代理人とあわせて以下「支払代理人」という。)および本社債の財務代理人(以下「財務代理人」という。)ならびに本社債の元金金の所定の支払場所は以下のとおりである。

当初支払代理人および財務代理人

名 称	ドイチェ・バンク・アー・ゲー、ロンドン支店 (Deutsche Bank AG, London Branch)
所在地	ロンドン EC2N 2DB グレート・ウィンチェスター・ストリート1 ウィンチェスター・ハウス (Winchester House, 1 Great Winchester Street, London EC2N 2DB)

発行会社は、財務代理人またはその他の支払代理人の任命を随時変更し、または終了させ、および追加のまたはその他の支払代理人を任命する権限を留保する。ただし、発行会社は、財務代理人、2以上のヨーロッパの主要都市に所定の事務所を有する支払代理人、ならびに欧州理事会指令2003/48/ECもしくは2000年11月26日および27日開催の経済相・蔵相理事会の結論を実施するその他の指令、または同指令を実施もしくは遵守する法律または同指令に一致させるために導入される法律に基づき、税の源泉徴収または控除を行う義務のない欧州連合加盟国内の支払代理人（かかる義務を課せられていない欧州連合加盟国があることを条件とする。）を常時置く。

上記の変更または所定の事務所の変更は、直ちに「9 公告の方法」に従い本社債権者に通知しなければならない。

4 地 位

本社債は、発行会社の直接、無条件かつ無担保の債務であり、その相互の間において同順位であり、発行会社の他のすべての無担保債務（劣後債務を除く。）と同順位である。ただし、法律により優先される一定の債務（オーストラリアの1959年銀行法（以下「オーストラリア銀行法」という。）の第2編第2章および第2AA章ならびにオーストラリアの1959年準備銀行法第86条において言及される債務を含むがこれらに限定されない。）を除く。

法により本社債に関する本社債権者の請求権に優先する債務は、前段落に引用される条項により優先するものを含めて相当あり、本社債の要項（下記「6 社債権者集会に関する事項」に定義される。）により限定を受けない。その他の適用法令の適用はありうるが、オーストラリア銀行法第13A条(3)は発行会社がその債務を履行することができなくなった場合、または支払停止に陥った場合、発行会社のオーストラリアにおける資産は発行会社の負債を満たすために以下の順で充当されると規定する：

(i) オーストラリア銀行法に基づくオーストラリア適正規制庁 (Australian Prudential Regulation Authority) (以下「APRA」という。) による保護口座の保有者に対する支払に関するAPRAに対する負債、(ii) 特定の状況におけるAPRAの費用に関連する債務、(iii) 発行会社に開設されている保護口座 (オーストラリア銀行法に定義される。) に関連する発行会社のオーストラリアにおける負債、(iv) オーストラリア準備銀行に対する債務、(v) 特定の認定された産業支援契約に基づく負債、および (vi) オーストラリア銀行法第13A条(3)以外での優先順位による発行会社のその他の負債。適用法令の変更により、法により優先されるべき債務の範囲が広がる可能性がある。

本社債は、発行会社の劣後債務（劣後社債を含む。）に優先する。

5 債務不履行事由

下記の事由（以下「債務不履行事由」という。）のいずれかが発生し、かつその事由が継続している場合には、本社債権者は、財務代理人に対し上記「3 支払ー共通事項ー(イ)」で定める事務所に宛てて、当該本社債が直ちに償還されるべきである旨の書面による通知を行うことができ、これにより本社債は直ちに期限の利益を喪失し、当該支払日までの経過利息を付して額面金額の100%で償還される。ただし、財務代理人がかかる書面による通知を受領する日までに、発行会社が当該本社債に関し全ての債務不履行事由を治癒した場合またはその他の方法で修復した場合は、この限りでない。

(イ) 本社債につき、元金（償還時に期限が到来しているとその他によるとを問わない。）または利息の支払期日における支払につき遅滞があり、かかる遅滞が7日間継続した場合。

- (ロ) 発行会社が上記(イ)号に定められた義務を除き、本社債上の義務の履行もしくは遵守を怠り、かかる場合（かかる懈怠が治癒できない場合を除く。）、かかる懈怠が、当該懈怠を治癒することを要求する本社債権者からの書面による通知が発行会社および財務代理人に対し送達された後30日間継続した場合。
- (ハ) オーストラリアの法律の用語上の合併または事業再編成または吸収合併を目的とする場合を除き、発行会社を清算または解散する旨の決議が可決された場合。
- (ニ) 発行会社が（オーストラリアまたはその他の適用ある破産法における意味において）債務の支払を停止した場合。
- (ホ) 発行会社の事業および資産の全てもしくは大部分につき、抵当権者が占有を取得しまたは管財人が選任され、かかる事由がその発生から45日間継続して、発行会社による本社債に基づく債務の履行を著しく阻害すると考えられる場合、または、発行会社による本社債に基づく債務の履行を著しく阻害するような発行会社の事業および資産の全てもしくは大部分に対し差押もしくは強制執行が行われまたはその申立がなされ、60日以内に解除されていない場合。
- (ヘ) 適用ある破産、会社更生またはその他類似の法律に基づき発行会社に対する手続が開始され、かかる手続が60日以内に解除または停止されていない場合。
- (ト) 発行会社が、適用ある破産、支払不能、和議またはその他類似の法律に基づき自己に関する手続を開始し、またはこれに同意し（オーストラリアの法律の用語上の）合併または事業再編成または吸収合併を目的とする場合を除き）、かかる手続が発行会社による本社債に基づく債務の履行を著しく阻害すると考えられる場合。

本社債権者による財務代理人への一切のかかる通知には、関連する本社債の証券番号を記載するものとする。

本「5 債務不履行事由」のその他の規定にかかわらず、いかなる本社債に関する債務不履行事由も、Tier 1資本またはTier 2資本（APRAにより随時定義される。）を構成する株式、債券またはその他証券もしくは商品に関して、またはそれらに関して手続きもしくは訴訟を行うことに関して発行会社がその義務を履行することもしくは遵守することを怠ったことのみによっては生じない。

6 社債権者集会に関する事項

米ドル建社債および豪ドル建社債の社債権者集会は、別々に招集、開催される。

本社債に係る代理契約は、代理契約の付属書類6に含まれる本社債の要項（本社債のプライシング・サプルメントにより修正済み。）（以下「本社債の要項」という。）の特別決議（以下に定義される。）による修正の承認を含む本社債権者の利益に影響を及ぼす事項を審議するために本社債権者の集会を招集するための規定を有する。本社債権者の集会の定足数は、その時に残存する本社債の額面金額の総額の過半数を保有するまたは代表する2名以上の者とし、その延会の場合、保有もしくは代表される本社債の額面金額の額は問わず、本社債権者または本社債権者を代表する者2名以上の者とする。ただし、当該集会の議事が（本社債の要項に別途規定されている場合を除き）、(i)本社債の満期もしくは償還の日または本社債の利息の支払日もしくは利息額、または下記「7 課税上の取扱い」に記載される発行会社の追加額の支払義務の変更、(ii)本社債の額面金額の削減または取消、(iii)本社債に係る利率の低減または利率もしくは利息額の算定方法もしくは利息金額の算定基準の変更、(iv)本社債に係る償還金額の削減または償還金額の算定方法もしくは算定基準の変更、(v)本社債の支払もしくは額面金額の通貨の変更、(vi)本社債の要項所定の通り特別の定足数規定が適用される特別決議（以下に定義される。）による承認の後に取られるべき方策を取ること、または(vii)本社債権者集会の成立に必要な定足数または特別決議（以下に定義される。）を承認するのに必要な多数に関する規定の変更を含む場合等はこの限りではなく、その場合、延会の必要定足数は、その時々に残存する本社債の額面金額の総額の3分の1以上を保有しまたは代表する2名以上の者とする。正当に承認された決議（特別決議（以下に定義される。）を含む。）は全ての本社債権者（当該決議が承認された集会に出席したか否かにかかわらず。）および全ての利札所持人を拘束する。「特別決議」という表現は、適法に招集された社債権者集会において投ぜられた議決権の4分の3以上の多数により可決された決議をいう。その他の決議（書面による決議を除く）は全て適法に招集された社債権者集会において投ぜられた議決権の過半数により可決される。

さらに、その時点で本社債権者集会の通知を受領する権利がある本社債権者により、または代理して署名された書面による決議は、あたかも特別決議であるのと同様の効力を生じる。かかる書面による決議は、それぞれが1名または複数の本社債権者により、または代理して署名された、同様の形式の1または複数の書面を含むことができる。

代理契約は、不明確性を解消、またはかかる契約中の条項の不備を解消、修正または補足するため、または発行会社および財務代理人の双方が必要または望ましいとみなし、発行会社および財務代理人の合理的な意見により本社債権者および利札所持人の利益に悪影響を及ぼさない方法で、発行会社または財務代理人により、支払代理人、本社債権者または利札所持人の同意なく修正することができる。

本社債の要項およびプライシング・サブルメントは、不明確性を解消し、条項の不備を修正しまたは明白なもしくは確実な誤りを修正するため、発行会社および財務代理人により、本社債権者および利札所持人の同意なく修正することができる。かかるいずれの修正も本社債権者および利札所持人を拘束するものとし、また、その後実務上可能な限り速やかに、かかるいずれの修正も下記「9 公告の方法」に従い本社債権者および利札所持人に対し通知されるものとする。

7 課税上の取扱い

(1) オーストラリアの租税

以下の定めを前提として、発行会社によるまたは発行会社に代わる本社債および利札に関する元利金の支払は全て、オーストラリアまたはその域内もしくはその徴税権者によりまたはそれらのいずれかのために課され、徴収され、源泉徴収されまたは賦課されるいかなる性質の租税、税金、賦課金または政府賦課金（以下「租税」と総称する。）にも服することなく、またそれらを源泉徴収または控除することなく行われる。ただし、かかる源泉徴収または控除が法によって要求される場合はこの限りでない。税務当局との契約に従って源泉徴収された額は、法によって要求されたものとして取り扱われる。その場合は、発行会社は本社債権者および利札所持人が受取る金額がかかる源泉徴収または控除が要求されなければ受取られるはずであった金額と等しくなるように必要な追加額を本社債権者および利札所持人に対して支払う。ただし、下記の本社債または利札については、かかる追加額は支払われない。

- (イ) 単に本社債または利札を所持していることまたはこれに関し関連ある支払を受けたことのほか、オーストラリアに何らかの関係があることを理由としてかかる本社債または利札につきかかる租税、税金、賦課金または政府賦課金を課される所持人によりまたはこれに代わり支払呈示された本社債または利札。
- (ロ) オーストラリアの居住者またはオーストラリア国内の自身の恒久的施設においてもしくはこれを通してオーストラリアにおいて事業を行っている非居住者である所持人によりまたはこれに代わり支払呈示された本社債または利札。ただし、かかる者が、適切な納税申告番号、オーストラリア事業番号またはその他の非課税情報を提出していない場合に限る。
- (ハ) 関連日（以下に定義される。）後30日を超える期間が経過した後に支払呈示された本社債または利札。ただし、かかる所持人が、かかる30日の期間の最終日に支払呈示していたならば、受領することができたかかる追加額を除く。
- (ニ) その所持人が（オーストラリアの2001年会社法の意味における手形交換所、支払代理人、カスタディアン、ファンドマネジャーもしくは登録制度の担当機関としての資格によることなく行為する）発行会社の国外関係者（上記に定義される。）である本社債または利札。
- (ホ) 当該本社債または利札の所持人が当該租税を回避するための制度（発行会社はかかる制度の当事者ではなく、またこれに参加もしていない。）の当事者であったまたはこれに参加していた結果、租税を課せられることとなった本社債または利札。
- (ヘ) 当該本社債または利札の所持人または直接もしくは間接に当該本社債もしくは利札につき持分もしくは権利を有する法人がオーストラリアの居住者またはオーストラリア国内の自身の恒久的施設においてもしくはこれを通してオーストラリアにおいて事業を行う非居住者（「オーストラリアの居住者」、「非居住者」および「恒久的施設」という表現は豪州租税法により与えられている意味を有する。）である場合において、同法第126条（または同等の条項）が発行会社に対して当該本社債または利札につき支払われる利息に係る所得税の納付を要求し、かかる所得税が当該所持人もしくは当該法人がかかるオーストラリアの居住者または非居住者でなければ納付されることのない場合。

- (ト) 欧州理事会指令2003/48/ECもしくは貯蓄収入課税に関する2000年11月26日および27日開催の経済相・蔵相理事会の結論を実施するその他の指令、または同指令を実施もしくは遵守する法律または同指令に一致させるために導入される法律に基づき、個人に対する支払についてかかる源泉徴収または控除が課され、かつ要求される場合に、支払のために呈示がなされた本社債または利札。
- (チ) 欧州連合加盟国内の他の支払代理人に本社債または利札を呈示することにより、かかる源泉徴収または控除を回避できるはずであった当該本社債または利札の所持人によりまたはこれらの者のために、支払呈示された本社債または利札。
- (リ) 合衆国内国歳入法（または合衆国内国歳入法の修正もしくは継承法）第1471条ないし第1474条およびそれらの現在もしくは将来の規則、指針もしくは公権解釈（税務当局と締結した契約の条項に従うものを含む。）、または合衆国内国歳入法のかかる条項もしくは米国以外の法の類似規定のいずれかの実施に関係して締結された政府間協定に従って採用された米国もしくは米国以外の財務または規制上の法制、規則または実務に基づいて、本社債権者、利札所持人、受益権者、または発行会社もしくは支払の経路にある代理人が行う支払いの保管もしくは管理の権限を持つ代理人に対する支払に関して（本社債権者、利札所持人、受益権者もしくは支払いの保管もしくは管理の権限を持つ代理人が、かかる本社債権者、利札所持人、受益権者もしくは代理人に関する税証明もしくはその他特定を可能とする情報の要求についてこれを遵守することを怠ったことによるもの、または本社債に関するかかる証明、特定を可能とする情報およびその他情報の開示を禁じる法の放棄を税務当局に提供することを怠ったことによるものを含めて）、かかる源泉徴収または控除が課される場合。

本書において、本社債または利札に係る「関連日」とは、最初にかかる支払を行うべき日、または（支払われるべき金額が不当に留保されまたは拒絶された場合は、）残存する金額全額が支払われた日、または（それより早い場合）本社債の要項に従って本社債または利札を再度呈示することによりかかる支払がなされる旨の通知を本社債権者に対して適正に行った日後7日間経過した日（ただし、当該支払がかかる呈示により実際に行われることを条件とする。）をいう。本書において、「元金」および／または「利息」には、本「7 課税上の取扱い－（1）オーストラリアの租税」に基づき支払われることのある追加金額または代理契約に基づきこれに追加してまたはこれに代わって与えられる一切の約定を含むものとみなされる。

発行会社が、オーストラリア以外のまたはオーストラリアに加えて他の課税管轄の対象となっているまたはなる場合には、本「7 課税上の取扱い－（1）オーストラリアの租税」および上記「2 償還の方法－（2）税制上の理由による償還」においてかかるその他の課税管轄区域を含むものとして読み、解釈するべきである。

(2) 日本国の租税

本社債の取得を考えている各投資者は、各投資者の個別の状況を踏まえて本社債への投資、その所有および売却による結果およびリスクや本社債に投資することが適当か否かについて判断するために、各自の財務および／または税務顧問に相談する必要がある。

本社債の利息は、現在有効な法令の定めるところにより、一般に利子として課税される。日本国の居住者および内国法人が支払を受ける本社債の利息は、それが国外で支払われ租税特別措置法第3条の3に定義する支払の取扱者（原則として売出人および売出取扱人を含む。）を通じて交付される場合には、租税法に定義される公共法人等および指定金融機関を除いて、国税と地方税の合計の源泉所得税が課される（源泉所得税額は、その利子につき外国税額が支払の際に課されているときは、かかる外国税額がなければ交付されたであろう金額に基づいて計算し、その額から外国税額が控除される。）。その税率は、原則として、20%（15%の国税と5%の地方税）であるが、平成25年1月1日から平成49年12月31日までの25年間に支払われる利息に関しては、東日本大震災に係る復興特別所得税、すなわち基準所得額に対する2.1%の付加税の対象となるため、20.315%（15.315%の国税と5%の地方税）となる。居住者においては、原則として当該源泉所得税の徴収により課税関係は終了する（ただし、本（2）項の最終段落を参照）。内国法人においては、当該利息は課税所得に含められ法人税および地方税の課税対象となる。ただし、当該法人は上記源泉所得税額につき、所定の条件のもとで、法人税および地方税から税額控除することができる。

本社債の償還額が本社債の取得価額を超える場合の償還差益は、日本国の居住者の場合は、雑所得として取扱われ、総合課税の対象となる。個人の総合課税の対象となる所得に対する税率は超過累進

税率であり、その最高税率は、原則として、50%（国税と地方税の合計）であるが、平成25年1月1日から平成49年12月31日までは、復興特別所得税の対象となるため、50.84%（40.84%の国税と10%の地方税）となる（ただし、本（2）項の最終段落を参照）。内国法人の場合は、当該償還差益は課税所得に含められ法人税および地方税の課税対象となる。

本社債の償還額が本社債の取得価額を下回る場合の償還差損は、日本国の居住者の場合は、所得税法上はないものとみなされるが、雑所得内で損益通算が可能という見解もある。内国法人の場合は、当該償還差損は損金の額として法人税および地方税の課税所得の計算に算入される。

本社債の譲渡による損益については、日本国の居住者の場合は、譲渡益は日本国において非課税とされ、譲渡損は日本国の所得税法上はないものとみなされる（ただし、本（2）項の最終段落を参照）。内国法人の場合は、当該譲渡損益は課税所得に含められ法人税および地方税の課税対象となる。

なお、平成25年税制改正により、平成28年1月1日以降においては、居住者が支払を受けるべき特定公社債等（本社債、その他の国外において発行された公社債で、国内において売出しがされたもの等を含む。）の利子等については、源泉分離課税ではなく、20.315%（所得税15.315%、住民税5%）の税率による申告分離課税の対象となり、また、居住者が特定公社債等の譲渡をした場合の譲渡所得についても、同じく20.315%の税率による申告分離課税の対象となる予定である。特定公社債等の償還差益についても、譲渡所得と同様の扱いとなる予定である。また、居住者に関して平成28年1月1日以降に申告分離課税の対象となる本社債の利子、譲渡損益や償還差損益については、所定の条件のもとで、他の社債や上場株式等の利子、配当、償還差損益および譲渡損益等と損益通算を行うことができることとなる予定である。

8 財務代理人及び支払代理人の職務

本社債に係る代理契約の下で行為する際におよび本社債に関して、財務代理人および支払代理人は発行会社の代理人としてのみ行為し、本社債権者および利札所持人に対する義務を負わずまたはかかる所持人との間の代理または信託関係を有しない。

発行会社は請求あるときは、財務代理人および支払代理人に対し、発行会社または本社債に係る代理契約に基づく財務代理人または支払代理人の任命またはその業務の遂行によりかかる者に生じまたはそれに関しかかる者に発生しまたはその者に対して提起された損失、負債、経費、権利請求、訴訟、要求または費用（上記の紛争または防御において支払われまたは発生した経費、請求および費用の全てを含むが、それに限られない。）を補償する。ただし、当該代理人またはその役員、従業員もしくは代理人による代理契約の違背またはその懈怠、悪意または故意の不履行により上記が生じた場合はこの限りではない。

9 公告の方法

本社債権者に対する通知は、本書に別の有効な交信手段が規定されている場合を除き、<http://www.debtinvestors.anz.com/phoenix.zhtml?c=248688&p=debt-home>（英文）で公表される。

本社債権者に対する通知は、最初にオンラインで公表された日に行われたものとみなされる。利札所持人は、全ての目的において、本「9 公告の方法」に従い本社債権者に対し行われた通知の内容と同様の通知を受けたものとみなされる。

本社債のいずれかが包括社債券により表章され、当該包括社債券がユーロクリア・システムの運用者たるユーロクリア・バンク・エス・エー・エヌ・ブイ（以下「ユーロクリア」という。）および/またはクリアストリーム・バンキング・ソシエテ・アノニム（以下「クリアストリーム・ルクセンブルグ」という。）を代理して保有されている間は、本社債権者に対する通知は、上記で必要とされる新聞による公告にかえて、権限ある口座所持人に連絡すべくユーロクリアおよび/またはクリアストリーム・ルクセンブルグに対し関連する通知を交付することにより行うことができる。当該通知は、本社債の要項に従い、ユーロクリアおよび/またはクリアストリーム・ルクセンブルグに対する交付日に本社債権者に対して行われたものとみなされる。

10 時効

発行会社に対する本社債および利札に係る元利金その他の金額の支払の請求は、それらに関し該当する関連日から（元金については）10年および（利息については）5年の期間内に行われなければ時効により消滅する。

11 準拠法及び管轄裁判所

本社債、利札および本社債に係る代理契約ならびにこれらから生じるかまたはこれらに関連する非契約債務は、英国法に準拠し、これに従って解釈される。

発行会社は本社債権者および利札所持人の利益のために、英国の裁判所が本社債よりまたはこれに関連して生ずることのある一切の訴訟もしくは訴訟手続を審議および決定し、かつ一切の紛争および本社債および利札（これらから生じるかまたはこれらに関連する非契約債務に関する紛争を含む。）に関する全ての事項（以下それぞれ、「訴訟手続」および「紛争」という。）を解決するための管轄権を有すべきことに同意し、この目的のため、かかる裁判所の管轄権に取消不能の形で服する。

発行会社は取消不能の形で、英国の裁判所が一切の訴訟手続を審議および決定し、かつ一切の紛争を解決するための法廷として指定されることに対して現在もしくは将来有する異議を放棄し、かつ、かかる裁判所が便宜もしくは適切な法廷ではないと主張しないことに同意する。

発行会社は、英国における訴訟手続が開始される訴状はロンドンE14 5EJ カナリー・ワーフ、40 バンク・ストリート（40 Bank Street, Canary Wharf, London E14 5EJ）のオーストラリア・ニュージーランド銀行のロンドン支店の担当役員に交付することにより自己に送達することができることに同意する。かかる者が発行会社に代わり訴状の送達を受理するために有効に選任されていないもしくはその選任を解かれた場合、発行会社は、英国において発行会社に代わり訴状の送達を受理する者をさらに選任するものとし、かかる選任がなされない場合は、15日以内に、いかなる本社債権者も書面による通知を発行会社に宛て、かつ発行会社に対してまたは上記「3 支払—共通事項—（イ）」で定める財務代理人の事務所に対して交付することによりかかる者を選任することができる。本項のいかなる定めも、法律が許容する他の方式により訴状送達を行う本社債権者または利札所持人の権利に影響を与えるものではない。

発行会社による英国の裁判所の管轄権への訴訟手続は、正当な管轄権を有するその他の裁判所において訴訟手続をとるいかなる本社債権者または利札所持人の権利も制限するものではなく（およびこれを制限すると解釈されないものとし）、1か所以上の法域で訴訟手続をとることが、法律により認められる場合にはその限度内で、（同時である与否とを問わず）その他の法域で訴訟手続をとることを妨げないものとする。

発行会社は、いかなる訴訟手続についても、かかる訴訟手続において下されるいかなる命令または判決の、財産に対するその執行または履行などを含め（その使用または意図した使用に関わりなく）、同訴訟手続に関連した救済の付与または送達に一般的に同意する。

12 その他

（1）本社債および利札の代替

本社債または利札が紛失、盗失、毀損、汚損または滅失した場合、適用法令に従い、上記「3 支払—共通事項—（イ）」で定める財務代理人の事務所または当該目的のために発行会社により随時指定され、かかる指定の通知が本社債権者に対しなされるその他の支払代理人の事務所において交換することができる。その場合、それに関連して発生した手数料および経費を請求者が支払、かつ、発行会社が要求する証拠、担保、補償（紛失、盗失または滅失したと主張された本社債または利札がその後支払のために呈示されたときには当該本社債または利札に関し発行会社が支払った金額をその要求により発行会社に対し支払うこと等を規定する。）およびその他に関する条件が付されるものとする。毀損または汚損した本社債または利札は代替券が発行される前に引渡さなければならない。

（2）追加発行および統合

発行会社は、本社債権者または利札所持人の同意なく随時、本社債と全ての点で（またはその利息の最初の支払日以外全ての点で）同一の条項を有し、それによりいずれかのシリーズの発行済社債（本社債を含む。）に統合され本社債と単一のシリーズを構成することとなる追加発行、または発行会社はその発行時に定めるその他の条件に基づく追加証券を創設し発行することができる。2以上のシリーズの本社債は、かかる1または2以上のシリーズが当初ユーロ建でなかった場合でも、ユーロ建の1つのシリーズに統合することができる。ただし、かかるシリーズが全てユーロ建で再表示され、かつその他の点で、かかる統合後の全ての期間につき、同一の要項および条件を有することを条件とする。「第2 売出要項」における「本社債」の記述はそれに準じて解釈される。

(3) 包括社債券

本社債は、当初、無記名式仮包括社債券により表章され、本社債の発行日に、ユーロクリアおよびクリアストリーム・ルクセンブルグのために共同預託機関に預託される。

各仮包括社債券は、代理契約に規定された様式の非米国人実質所有の証明書と引換えに、本社債の発行日後40日が経過した日より後の日に、当該所持人が費用の負担をすることなく、1または複数の恒久包括社債券とその一部または全てが交換される。

本社債に関する各恒久包括社債券は、(イ) いずれかの本社債が支払期日が到来しているにもかかわらずその元金が不払となっていない限り、発行会社が本社債権者および財務代理人に対し当該交換を行う意思の通知を行うことにより、または(ロ) (i) 恒久包括社債券がユーロクリアもしくはクリアストリーム・ルクセンブルグまたは他の代替決済機関を代理して保有されており、当該決済機関のいずれかが14日間(法定のまたはその他の休日を理由とする場合を除き)連続して営業を行わないとき、または永続的に営業を行わない意思の表明をしまは実際そのようにした場合、または(ii) 本社債の元金の支払がその期限内になされない場合に、所持人が財務代理人へ当該交換を選択する旨の通知を行うことにより、その全て(一部は不可)を交換日(以下に定義される。)以降、当該所持人が費用の負担をすることなく、無記名式確定社債券と交換することができる。

本「12 その他(3) 包括社債券」において「交換日」とは、交換を要求する通知がなされ、かつ上記「3 支払-共通事項- (イ)」で定める財務代理人の事務所が所在する都市(ただし、上記(ロ)(i)に従った交換の場合はユーロクリアもしくはクリアストリーム・ルクセンブルグまたは(適用ある場合)他の代替決済機関が所在する都市)において商業銀行が営業している日から60日目(本社債の元金支払が期限内になされないときの交換の場合は30日目)以降の日をいう。

(4) 通貨補償

本社債もしくは利札またはこれにつきなされたもしくは下された命令もしくは判決に関して発行会社より支払われるべき金額が、(イ)発行会社に対する請求もしくは証明を行いもしくは提起し、(ロ)いずれかの裁判所もしくはその他の法廷において命令もしくは判決を取得し、または(ハ)本社債もしくは利札につきなされたもしくは下された命令もしくは判決を強制することを目的として、本社債の要項またはかかる命令もしくは判決に基づきかかる金額が支払われるべき通貨(以下「第一通貨」という。)から他の通貨(以下「第二通貨」という。)へと転換されなければならない場合、発行会社は各所持人に対して、当該所持人の発行会社に宛てられ、かつ発行会社に対してまたは上記「3 支払-共通事項- (イ)」で定める財務代理人の事務所に対して交付された書面による要求があるときは、(i)上記の目的のため、当該金額を第一通貨から第二通貨に転換するために使用される為替レートと、(ii)当該所持人が当該命令、判決、請求もしくは証明の全部もしくは一部の実現に際し当該所持人に支払われる金額の受領時に通常の業務の過程において第一通貨を第二通貨で購入する為替レートとの間の差異の結果蒙る一切の損害を補償する。本項(4)の目的上、本社債権者もしくは利札所持人(場合による。)は現に購入が行われたとしたら損害を蒙ったであろうことを証明すれば十分である。この補償は発行会社の他の債務とは別個かつ独立の債務を構成し、別個かつ独立の訴訟原因を発生させるものとし、本社債権者もしくは利札所持人により与えられる猶予の有無にかかわらず適用されるものとし、また、その他のいかなる判決、命令、請求または本社債もしくは利札または他のいかなる判決もしくは命令に基づき支払われるべき金額に係る確定額の証明にかかわらず、完全に有効に存続するものとする。

(5) 1999年(第三者の権利)契約法

いかなる者も英国およびウェールズの1999年(第三者の権利)契約法に基づき本社債の要項を強制履行するいかなる権利も有さない。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項なし

<上記本社債以外の社債に関する情報>

第1【募集要項】

該当事項なし

第2【売出要項】

以下に記載するもの以外については、有価証券を売出しにより取得させるに当たり、その都度「訂正発行登録書」又は「発行登録追補書類」に記載します。

1【売出有価証券】

【売出社債（短期社債を除く。）】

未 定

2【売出しの条件】

未 定

第3【その他の記載事項】

該当事項なし

第二部【参照情報】

第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

- 1 有価証券報告書及びその添付書類
事業年度（自 平成24年10月1日 至 平成25年9月30日）
平成25年12月20日 関東財務局長に提出
- 2 四半期報告書又は半期報告書
該当事項なし
- 3 臨時報告書
1の有価証券報告書提出後、本訂正発行登録書提出日までに、企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第1号の規定に基づき臨時報告書を平成26年2月19日に関東財務局長に提出
- 4 外国会社報告書及びその補足書類
該当事項なし
- 5 外国会社四半期報告書及びその補足書類並びに外国会社半期報告書及びその補足書類
該当事項なし
- 6 外国会社臨時報告書
該当事項なし
- 7 訂正報告書
該当事項なし

第2【参照書類の補完情報】

(1) 上記第1-1に記載の有価証券報告書（以下「有価証券報告書」という。）の「事業等のリスク」に記載された事項について、当該有価証券報告書の提出日以後、本訂正発行登録書提出日（平成26年4月1日）現在、重大な変更は生じていない。有価証券報告書の「第一部-第3 事業の状況-4 事業等のリスク」中の「28. 訴訟および偶発債務は当グループの事業、業務および財務状態に悪影響を及ぼす可能性がある。」に記載された事項に関して、以下のとおりANZに関係する手数料の集団訴訟について進展があった。

2014年2月5日、連邦裁判所はBentham IMF Limitedにより資金提供を受けたおよそ4千人の顧客によりANZに対して提起された2つ目の集団訴訟（有価証券報告書の「第一部-第6 経理の状況-1 財務書類」の注記43において2つの集団訴訟のうち、2つ目として言及されている。）の判決理由を示した。（注記43におけるもう1つの集団訴訟（およそ3万5千人の顧客により提起）は中断されている。）申立者は当該手数料は強制履行できない違約金（法律上および衡平法上）であり、様々な手数料もまた、非良心的行為、不公正な契約条項および不正な取引を規制する実定法上の条項に基づき法的強制力がないと主張している。裁判所は集団訴訟の対象である5種類の手数料のうち4つ（借越手数料、残高不足（借越不能）手数料、クレジットカード利用限度超過手数料および滞納手数料）に関して、ANZに有利な判決を下した。裁判所は、5種類目の手数料（支払遅延手数料）について、法的強制力のない違約金であるとしてANZに不利な判決を下した。これのもたらす影響については、検討中である。2014年3月6日、ANZは支払遅延手数料に関する決定について控訴し、申立者は借越手数料、残高不足（借越不能）手数料およびクレジットカード利用限度超過手数料に関する決定について控訴したと発表した。関係する問題の複雑性、および上記の控訴に関する不確かさから、裁判所による決定のもたらす影響は不確実であるし、当面は明らかではない。注記43に記載の偶発債務が予想より大きい、または更なる訴訟もしくはその他の偶発債務が起きる可能性のリスクがある。

(2) 有価証券報告書には将来に関する記述が含まれているが、本訂正発行登録書（添付書類を含む。）においてなされた記述により有価証券報告書のかかる記述が更新、修正、訂正または置換えられている場合を除き、本訂正発行登録書提出日現在、オーストラリア・ニュージーランド銀行は当該記述に関して重大な悪変化はないと考えている。

なお、参照書類および本訂正発行登録書（いずれも添付書類を含む。）における将来に関する記述については、その達成を保証するものではない。

第3【参照書類を縦覧に供している場所】

該当事項なし

第三部【保証会社等の情報】

該当事項なし

「発行登録」の利用適格要件を満たしていることを示す書面

会社名	オーストラリア・ニュージーランド銀行 ABN 11 005 357 522
代表者の役職氏名	リック・モスカティ グループ財務責任者

1. 当社は、1年間継続して有価証券報告書を提出している。
2. 当社は、本邦において発行登録書の提出日（平成24年7月13日）以前5年間にその募集又は売出しに係る有価証券届出書又は発行登録追補書類を提出することにより発行し、又は交付された社債券の券面総額又は振替社債の総額が100億円以上である。

(参考)

(平成24年1月19日(発行日)の募集)
オーストラリア・ニュージーランド銀行第7回円貨社債(2012)
券面総額又は振替社債の総額 752億円

有価証券報告書の提出日以後に発生した重要な事実

以下に記載する情報には、種々のリスクや不確実性に左右される将来予測に関する記述を構成するものがある。オーストラリア・ニュージーランド銀行の実際の業績、実績や成果は、かかる将来予測に関する記述において明示的もしくは暗示的に記載されている業績または目標とは著しく異なる可能性がある。

以下の「ANZ Trading Update - 3 months to 31 December 2013」という題名のメディア・リリースが2014年2月11日に発表された。(注：以下の文章中に記載されている財務数値は未監査である。)

ANZ トレーディング最新情報 — 2013年12月31日終了の3か月間

- 事業成長および財務業績への継続した改善をもたらす軌道に乗った、2014年への好調な出足 -

ANZは本日、2013年12月31日終了の3か月間の未監査現金利益¹が、前年同期（年度開始より3か月間）比13%増の1.73十億豪ドルであると発表した。未監査法定純利益は、1.64十億豪ドルであった。

ANZの最高経営責任者マイク・スミス氏は、「ANZの国内フランチャイズの成長、アジアでの成長ならびに力強い業務および生産性の規律に基づいたANZの顕著な戦略が、事業成長および財務業績に一貫した改善を引き続きもたらしている。」と述べた。

「オーストラリア部門は、本四半期中にリテールならびにコーポレートおよび商業銀行業の双方で再び市場シェアを伸ばす一方、顧客の経験を向上させるために、オーストラリアにおける銀行業プログラムを通じてさらに投資を行った。ニュージーランドでは、ANZは、市場首位の地位を強固にする一方、ANZの簡素化プログラムからもさらに利益を生み出している。グローバル富裕層部門は、生産性向上による利益および銀行顧客への富裕層サービスの販売増により事業業績を引き続き改善した。」

「国際および法人銀行業部門では、グローバル・マーケット、トレードおよび現金管理が、シンガポール、中国および香港を含む多くのANZの国別業務が収益の二桁の伸びを実現したアジアで特に、堅調な業績であった。」

「ANZの事業戦略はまた、ANZの貸付資産の質を継続して改善している。低金利および低水準のコーポレート・レバレッジの継続の見通しと合わせ、2014年度の引当金繰入額合計は、2013年度²よりおよそ10%減少する見込みであると現在予想している。」

「結論として、ANZは2014年に向けて好調なスタートを切っている。世界的な経済環境には困難な課題がいくつか残っているが、大部分は現在、より予測可能なものである。第1四半期のANZの業績は、ANZが堅調な2014年の業績をもたらす軌道に乗っていることを示している。」とスミス氏は述べた。

¹ 法定利益と現金利益との主な相違は、経済ヘッジ活動から生じる公正価値の変動に関連する。

² 2013年度の引当金繰入額合計は1.2十億豪ドルであった。

当グループの概観

- 取引状況は、2013年度下半期とおおむね一致しており、金融市場にいくらかの変動性があるものの穏やかなシステム（銀行業界全体）の信用の伸びが、特に外国為替においてグローバル・マーケット事業の顧客取引量の伸びをけん引した。
- 当グループの財務業績は、2013年度の業績の際に提供した指針に沿っていた。為替レートに変動がないと仮定すると、2014年度の年間収益の伸びは4%から5%の間で、費用の伸びは約2%となり、リスク・プロファイルは引き続き安定する見込みである³。
- 実際の収益の伸びは指針の範囲を上回っていたが、為替レート調整後では指針と一致していた。費用の増加も指針を上回っていたが、主に為替レート変動により、為替レート調整後では指針と一致していた。引当金繰入額は信用の質の改善を反映した。
- 顧客預金は2013年度末比4%増加し、正味貸付金および前渡金は3%増加した⁴。預金の伸びは全地域で堅調であったが、貸付の需要は当グループ内で異なっている。
- オーストラリア部門では、住宅貸付が、過去16四半期でシステムの成長以上に伸びている。コーポレートおよび商業銀行業では、小企業銀行業およびコーポレート部門での貸付需要は妥当であるものの、企業銀行業および地方企業銀行業の需要は軟調になっている。
- ニュージーランド部門では、ANZは、融資比率80%以下のセグメントでの堅調な業績で、企業銀行業およびリテール双方の販路を通じて、住宅ローン帳簿を継続して堅調に成長させている。
- 国際および法人銀行業内では、トランザクション・バンキングが、現金管理の取引量が増加しトレードの取引量が引き続き堅調であり、好調な業績であった。グローバル・マーケットは、第1四半期の市場収益の53%をもたらした顧客の売上に牽引され力強い四半期であった。外国為替収益は特にアジア太平洋で堅調で、バランスシート取引は、信用スプレッドの縮小により恩恵を受けた。第1四半期のグローバル・マーケットの収益は600百万豪ドル強で、前年同期比5.7%増であった（為替調整後）。
- グループの純預貸利鞘は若干低下した。ANZは預金の価格設定に幾分緩和があった一方、金利低下が継続する環境および幅広いベースの一部の資産価格の圧力の影響により相殺された。
- 本日付で公表されたAPS330は、不良資産合計の継続的減少によるポートフォリオの質の継続的向上を示している。12月31日現在の一括引当金のカバレッジ・レシオは96ベース・ポイントで、ポートフォリオ増加および為替レートの動向によるところが大きい信用リスク加重資産の6.5%の増加を反映している。
- 第1四半期の引当金繰入額は、新たな引当金の必要の減少、追加引当金の低下ならびに戻入れおよび回収水準の若干の上昇を反映して191百万豪ドルであった。
- ANZの12月31日現在のAPRAバーゼルⅢのCET1（普通株Tier 1）レシオは国際的に調整された基準の9.9%に相当する7.9%で、当該四半期における推移は主に12月の最終配当支払い（70ベース・ポイント）に関連している。ANZは本日付で、CPS1借換えを一部するための約10億豪ドルの資金調達を目的としたキャピタル・ノートを発行する旨を公表した⁵。

³ 業績の優先事項および指針については、2013年度の業績スライド11および29（本書においては訳出省略）を参照のこと。

⁴ 為替調整後では、預金は3%増加し、正味貸付金および前渡金は2%増加した。

⁵ 本日提出されたANZキャピタル・ノート2に関するプロスペクトスは、10億豪ドル調達を目的とし、それを上回るまたは下回る額を調達することが可能である。これにはANZキャピタル・ノート2へ再投資するための、ANZ CPS1の保有者に対する募集が含まれる。CPS1は2008年に発行され、2014年6月に転換される予定となっている。

四半期毎の財務状況

	2013年 第1四半期	2013年 第2四半期	2013年 第3四半期	2013年 第4四半期	2014年 第1四半期
未監査現金利益（十億豪ドル）	1.53	1.67	1.64	1.68	1.73
未監査法定利益（十億豪ドル）	1.36	1.58	1.75	1.60	1.64
引当金繰入額（百万豪ドル）	311	288	277	322	191

以 上

事業内容の概要及び主要な経営指標等の推移

1. 事業内容の概要

概要

ANZはオーストラリアに本店を置く4大銀行グループの1つである。ANZのオーストラリアでの営業は1835年に始まり、ニュージーランドでの営業は1840年に始まった。ANZはオーストラリアで設立された株式公開会社であり、1977年7月14日にヴィクトリア州において登録された。ANZの登記上の本店はオーストラリア、ヴィクトリア州3008、ドックランズ、コリンズ・ストリート833、9階、ANZセンター・メルボルンに所在し、電話番号は+61 3 9683 9999である。ANZのオーストラリア会社番号はACN 005 357 522である。

2013年9月30日の取引終了時点において、ANZの時価総額は845億豪ドルであった。2013年9月30日現在、ANZの総資産は7,030億豪ドルであり、株主資本は456億豪ドルであった。ANZの普通株式の主たる上場証券取引所はオーストラリア証券取引所（「ASX」）である。ANZの普通株式はまた、ニュージーランド証券取引所（「NZX」）でも値付けされている。

ANZは、リテール、富裕層、小企業、中堅企業および大企業の顧客に幅広い種類の銀行・金融商品およびサービスを提供する。ANZは主にオーストラリア、ニュージーランドおよびアジア太平洋地域においてその事業を行う。また、英国および米国を含む多数の国においても事業を行っている。

セグメント別の主要な活動

当グループは、「オーストラリア」、「国際および法人銀行業（「IIB」）」、「ニュージーランド」および「グローバル富裕層」を主な事業部門とした部門構造に基づいて運営およびその業績を管理している。「グローバル・テクノロジー、サービスおよびオペレーションズ（「GTSO」）」はこれらの事業部門に対して世界的に利用可能な機能を提供する。

オーストラリア

オーストラリア部門は、「リテール」ならびに「コーポレートおよび商業銀行業」の事業ユニットからなる。リテールには、モーゲージ、消費者カードおよび無担保貸付が含まれる。コーポレートおよび商業銀行業には、コーポレート銀行業、企業銀行業、地方企業銀行業、小企業銀行業およびEsandaが含まれる。

・リテール

- 「リテール販売」は、オーストラリアの支店ネットワーク、ANZダイレクトおよび専門的販売経路を通じて顧客に銀行業ソリューションを提供する。
- 「リテール商品」は、モーゲージ、クレジットカード、個人貸付、トランザクション・バンキング、貯蓄口座および預金を含む一連の商品の提供を、商品、分析、顧客調査、セグメンテーション、戦略およびマーケティングの能力を利用して担当する。また、事業向けオンラインおよび電子決済ソリューションも提供する。
 - モーゲージはオーストラリアの消費者に、自己所有および投資目的の両方の住宅金融を提供する。
 - カードおよび支払は、消費者および商業クレジットカード、個人貸付ならびにマーチャント（電子決済ソリューション）・サービスを提供する。
 - 預金は、定期預金および現金管理口座等のトランザクション・バンキング、貯蓄および投資商品を提供する。

・コーポレートおよび商業銀行業

- 「コーポレート銀行業」は、主に中間市場の事業セグメントの民間会社を含む、中堅企業の事業に対して、従来からのリレーションシップ・バンキングおよび高度な金融ソリューションを提供する。
- 「企業銀行業」は、大都市を本拠地とする売上高1億2,500万豪ドル以下の中小企業顧客に対して、あらゆる種類の銀行業サービス（リスク管理を含む）を提供する。
- 「地方企業銀行業」は、オーストラリアの地方および地域の個人顧客ならびに小企業および農業事業の顧客に対して、あらゆる種類の銀行業務を提供する。
- 「小企業銀行業」は、オーストラリアの大都市を本拠地とする小企業向けにあらゆる種類の銀行業務を提供する（貸付限度額100万豪ドル）。
- 「Esanda」は、個人および自動車販売代理店向けの自動車金融を提供する。

国際および法人銀行業

国際および法人銀行業部門は、グローバル法人、リテールアジア太平洋およびアジアパートナーシップの事業ユニット、ならびにリレーションシップおよびインフラストラクチャーからなる。

- ・「グローバル法人」は、政府、中堅企業および大企業顧客に対して、それらの事業および産業の深い理解に基づいて（特に天然資源、農業およびインフラストラクチャーの専門知識を有する）、複雑な金融上のニーズを持つ顧客に対するソリューションに重点を置いた世界的な金融サービスを提供する。グローバル法人は、オーストラリア、ニュージーランド、アジア太平洋、ヨーロッパおよびアメリカにおいてトランザクション・バンキング、専門融資および市場ソリューションを提供する。これには以下を含む。
 - － 「トランザクション・バンキング」は、主に、大企業および中堅企業顧客に対して、預金商品、貿易金融、国際決済、決済サービスを含めた、運転資本のソリューションを提供する。
 - － 「グローバル・マーケット」は、中堅企業および大企業顧客に、外国為替、金利、信用、コモディティ、債券市場、富裕層ソリューションおよび株式デリバティブに関連するリスク管理サービスを世界的に提供する。グローバル・マーケットは、オリジネーション、引受け、ストラクチャリングおよびリスク管理サービス、クレジットおよびデリバティブ商品の助言および販売を世界的に提供する。グローバル・マーケットはまた、当グループの金利リスク・ポジションおよび流動性ポートフォリオも管理する。
 - － 「グローバル・ローンズ」は定期貸付、運転資金枠および専門家による融資ストラクチャリングを提供する。専門家による信用分析、ストラクチャリング、戦略的に重要な顧客取引の実行および継続的監視（プロジェクト・ファイナンスおよびストラクチャード・ファイナンスを含む）、債務のストラクチャリングおよび買収ファイナンス、ローン商品のストラクチャリングおよび管理、仕組資産および輸出金融を提供する。
- ・「リテールアジア太平洋」はアジア太平洋地域の顧客にリテールおよび小規模企業銀行業サービスを提供し、また、アジア太平洋の顧客向けの投資および保険の商品およびサービスも含む。
- ・「アジア・パートナーシップ」はアジアにおける戦略的パートナーシップのポートフォリオである。これには、インドネシアにおけるPTバンク・パン・インドネシア、フィリピンにおけるメトロバンク・カード・コーポレーション、中国における天津銀行および上海農村商業銀行、マレーシアにおけるAMMBホールディングBerhadならびにベトナムにおけるサイゴン証券会社への投資が含まれる。
- ・「リレーションシップおよびインフラストラクチャー」は、世界的な大企業および金融機関ならびにオーストラリアおよびアジアの中堅企業顧客に対する顧客関係管理チーム、コーポレート・アドバイザーならびに一元化された支援機能を含む。リレーションシップおよびインフラストラクチャーはまた、IIB内部の非継続事業も含む。

ニュージーランド

ニュージーランド部門は、リテールおよび商業の事業ユニットならびに一元化された支援機能を含むオペレーションおよびサポート（トレジャリー資金調達を含む）から構成される。ANZの完全所有子会社であるANZバンク・ニュージーランド・リミテッドは4つの事業ユニットを報告する。リテール、商業、富裕層および法人ならびにオペレーションおよびサポートである。ANZの財務書類の目的では、富裕層および法人の業績は、当グループの「グローバル富裕層」部門および「国際および法人銀行業」部門を通じてそれぞれ報告される。

・リテール

- － モーゲージ、クレジットカードおよびニュージーランドにおける個人顧客に対する無担保貸付を含む。

・商業

- － 「商業および農業」は、売上高1億5,000万ニュージーランドドル以下の農業事業を含む中規模企業向けにリレーションシップ・マネジメントモデルを通じて金融ソリューションを提供する。「UDC」のブランド名で、アセット・ファイナンス（自動車および設備機械への融資を含む）、オペレーティング・リースおよび投資商品を提供する。
- － 「小企業銀行業」は、通常売上高500万ニュージーランドドル未満の小規模企業向けにあらゆる種類の銀行業務を提供する。

グローバル富裕層

グローバル富裕層部門は、オーストラリア、ニュージーランドおよび太平洋全域の顧客に投資、年金、保険および助言ソリューションならびにプライベート・バンキング・サービスを提供する。

- － 「保険」は、当グループの顧客の生命および財産を守るのに役立つ、生命保険および損害保険の両方のソリューションを対象とする。
- － 「資産運用」は、年金および投資ならびにE*TRADEを含み、当グループの顧客がその資産を増やし、引退時の目標を達成するのを助けるために、直接およびファイナンシャル・アドバイザーを通じて革新的な高齢者年金および投資ソリューションを提供する。
- － 「プライベート富裕層」は、個人および世帯が資産を運用し、成長させ、保全する支援に特化している。プライベート富裕層の事業には、グローバル・プライベート・バンクおよびANZトラスティーを含む。

グローバル・テクノロジー、サービスおよびオペレーションズ（「GTSO」）

GTSOは、グローバル・サービスおよびオペレーション、グループ・テクノロジーならびにグループ・センターから成る。グループ・センターには、グループ人事、グループ・リスク、グループ戦略、グループ・コーポレート業務、グループ・コーポレート・コミュニケーション、グループ・トレジャリー、グローバル内部監査、グループ・ファイナンス、グループ・マーケティング、イノベーションおよびデジタル、株主機能ならびに非継続事業を含む。

2. 主要な経営指標等の推移

連結財務書類

	(単位：百万豪ドル (ただし、株式数、1株当たり情報および従業員数を除く。)) (下段は円換算額 (百万円 (ただし、株式数、1株当たり情報および従業員数を除く。))) (-はマイナスを示す。)				
	2013年度	2012年度	2011年度	2010年度	2009年度
収入 (1)	34,315 (3,243,454)	36,139 (3,415,858)	35,875 (3,390,905)	31,431 (2,970,858)	30,008 (2,836,356)
税引前利益	9,022 (852,759)	7,994 (755,593)	7,672 (725,157)	6,601 (623,927)	4,380 (413,998)
税引後利益 (非支配持分を除く)	6,272 (592,829)	5,661 (535,078)	5,355 (506,155)	4,501 (425,435)	2,943 (278,172)
発行済株式総数 (普通株式)	2,743,655,310	2,717,356,961	2,629,034,037	2,559,662,425	2,504,540,925
発行済株式総数 (優先株式)	500,000	500,000	500,000	500,000	500,000
発行済株式総数	2,744,155,310	2,717,856,961	2,629,534,037	2,560,162,425	2,505,040,925
株主資本 (非支配持分を除く) (2)	45,553 (4,305,670)	41,171 (3,891,483)	37,906 (3,582,875)	34,091 (3,222,281)	32,364 (3,059,045)
資産合計	702,991 (66,446,709)	642,127 (60,693,844)	604,213 (57,110,213)	531,703 (50,256,568)	476,987 (45,084,811)
非支配持分を除く1株当たりの株主資本 (1株当たりの純資産) (単位：上段 豪ドル、下段 円)	16.60 (1,569)	15.15 (1,432)	14.42 (1,363)	13.32 (1,259)	12.92 (1,221)
普通株式1株当たり配当額 (単位：上段 豪セント、下段 円)	164 (155.0)	145 (137.1)	140 (132.3)	126 (119.1)	102 (96.4)
優先株式1株当たり配当額 (単位：上段 ユーロ、下段 円) (6)	8.82 (1,240)	18.18 (2,556)	18.24 (2,565)	13.93 (1,959)	35.07 (4,931)
普通株式1株当たり利益 (基本) (単位：上段 豪セント、下段 円)	231.3 (218.6)	213.4 (201.7)	208.2 (196.8)	178.9 (169.1)	131.0 (123.8)
普通株式1株当たり利益 (希薄化後) (単位：上段 豪セント、下段 円)	224.4 (212.1)	205.6 (194.3)	198.8 (187.9)	174.6 (165.0)	129.6 (122.5)
普通株式1株当たり正味有形資産 (単位：上段 豪ドル、下段 円) (3)	13.48 (1,274)	12.22 (1,155)	11.44 (1,081)	10.38 (981)	11.02 (1,042)
資産合計に対する非支配持分を除く株主資本	6.48%	6.41%	6.27%	6.41%	6.79%
非支配持分を除く株主資本に対する純利益 (損失) (4)	13.77%	13.75%	14.13%	13.20%	9.09%
配当性向 (5)	71.8%	69.4%	68.6%	71.6%	82.3%
営業活動によるキャッシュフロー	17,606 (1,664,119)	6,361 (601,242)	18,801 (1,777,071)	3,049 (288,191)	-3,682 (-348,023)
投資活動によるキャッシュフロー	-7,607 (-719,014)	-225 (-21,267)	-2,531 (-239,230)	-5,724 (-541,032)	-401 (-37,903)
財務活動によるキャッシュフロー	-4,096 (-387,154)	6,662 (629,692)	-7,425 (-701,811)	2,350 (222,122)	3,695 (349,251)
現金および現金同等物の期末残高	49,023 (4,633,654)	41,450 (3,917,854)	30,021 (2,837,585)	20,610 (1,948,057)	22,805 (2,155,529)
従業員数 (フルタイム換算) (単位：人)	47,512	48,239	50,297	47,099	37,687

注：(1) 受取利息およびその他営業利益を含む。支払利息を除く。

(2) 非支配持分を除く。非支配持分を含む株主資本合計は、次の通りである。2013年度456億1,500万豪ドル (約4兆3,115億円)、2012年度412億2,000万豪ドル (約3兆8,961億円)、2011年度379億5,400万豪ドル (約3兆5,874億円)、2010年度341億5,500万豪ドル (約3兆2,283億円)、2009年度324億2,900万豪ドル (約3兆652億円)。

(3) 普通株式は、株主資本から優先株式資本を差引いた金額に等しい。正味有形資産は、株主資本から優先株式資本、非支配持分ならびに未償却のれんおよびその他無形資産を差引いた金額に等しい。

(4) 純利益は税引後利益と定義する (非支配持分を除く)。

- (5) 配当には、2013年度の提案済み最終配当24億9,700万豪ドル（約2,360億円）を含むが、2013年9月30日現在では引当てられていなかった（2012年度の提案済み最終配当は21億4,900万豪ドル（約2,031億円）であったが、2012年9月30日現在は引当てられていなかった。2011年度の提案済み最終配当は19億9,900万豪ドル（約1,889億円）であったが、2011年9月30日現在では引当てられていなかった。2010年度の提案済み最終配当は18億9,500万豪ドル（約1,791億円）であったが、2010年9月30日現在は引当てられていなかった。2009年度の提案済み最終配当は14億300万豪ドル（約1,326億円）であったが、2009年9月30日現在は引当てられていなかった。）。支払済優先株式配当金額調整後の当行株主に帰属する利益に基づき計算された配当性向。
- (6) 1豪ドル=94.52円および1ユーロ=140.61円の換算率（2013年12月5日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行公表の対顧客電信売相場）により換算されている。